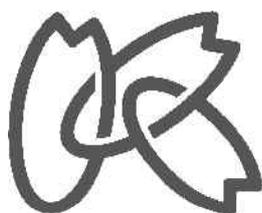


東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）報告書



令和6年11月

東京都北区教育委員会

目 次

1	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会のしくみ	1
(2)	教育委員会会議の開催状況	2
(3)	教育委員会の活動状況	7
2	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	
(1)	趣旨	9
(2)	点検及び評価の実施方法	10
3	「教育大綱・北区教育ビジョン2020」	
(1)	施策展開	11
(2)	点検及び評価シート	14
I	学びの基盤をつくる	16
II	豊かな教育環境をつくる	46
III	学び合う絆をつくる	56
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	65
4	「北区子ども・子育て支援計画2020」	
(1)	施策展開	70
(2)	点検及び評価シート	72
I	家庭の育てる力を支援	73
II	子育て家庭を支援する地域づくり	77
III	未来を担う人づくり	81
IV	特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	84
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	88
	【資料】	
	教育委員会事務局組織図	92

1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会のしくみ

ア 組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。

委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

職名	氏名	任期
教育長	清正浩靖	令和3年 12月 7日 ~ 令和6年 12月 6日
教育長 職務代理者	本間正江	令和3年 6月 27日 ~ 令和7年 6月 26日
委員	名島啓太	令和3年 10月 1日 ~ 令和7年 9月 30日
委員	長谷川みどり	令和2年 12月 1日 ~ 令和6年 11月 30日
委員	長谷川勝久	令和5年 12月 16日 ~ 令和9年 12月 15日
委員	宮川淳子	令和5年 12月 16日 ~ 令和9年 12月 15日

(令和6年3月31日現在)

イ 職務

教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務や、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行することとなり、合議により職務を遂行する。

ウ 議決事案

東京都北区教育委員会事案決定規則第2条に規定する議決事案は次のとおり。(令和6年3月31日現在)

- 1 区教育行政の運営に関する一般方針の確定に関する事案。
- 2 特に重要な事業に係る事業計画の策定、変更又は廃止に関する事案。
- 3 区立学校及びその他教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関する事案。
- 4 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関する事案。
- 5 課長又はこれと同等以上の職にある者の任命その他特に重要な人事に関する事案。
- 6 区立幼稚園及び認定こども園の園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関する事案。

- 7 附属機関の構成員の任免に関する事。
- 8 規則及び重要な訓令の制定及び改廃に関する事。
- 9 特に重要な要綱に関する事。
- 10 500万円以上の教育財産の取得の申出に関する事。
- 11 行政財産の公用廃止に関する事。
- 12 教科用図書採択に関する事。
- 13 請願の審査に関する事。
- 14 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事。
- 15 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答及び通知に関する事。
- 16 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- 17 特に重要な許可その他の行政処分に関する事。
- 18 特に重要な会議等の開催及び付議案件に関する事。
- 19 特に重要な苦情、要望の処理に関する事。
- 20 重要な情報及び宣伝に関する事。
- 21 重要な審査請求及び訴訟に関する事。
- 22 前各号のほか特に重要又は異例に属する事項に関する事。

エ 職務権限の特例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第2号の規定に基づき、スポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)は、平成28年4月1日から区長が管理し、及び執行することとなった。

また、地方自治法第180条の2の規定に基づき、子育て施策に関する事務等は、平成28年4月1日から教育委員会が区長から委任を受け、又は教育委員会事務局が補助執行している。なお、令和6年4月1日より再び区長が当該事務を担うこととなった。

(2) 教育委員会会議の開催状況

ア 委員会

会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催される。令和5年度は、定例会11回、臨時会1回、協議会12回を開催し、議案40件、報告43件について審議等を行った。

開催月日	委員会名	議案・報告
5. 4. 12	第4回定例会	議20：いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について 議21：令和6年度使用教科用図書（小学校及び義務教育学校前期課程）採択方針について

		<p>報 12：和解について</p> <p>報 13：訴訟について</p> <p>報 14：史跡中里貝塚整備基本設計説明書の策定について</p>
5. 5. 9	第 5 回定例会	<p>議 22：東京都北区立岩井学園条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 23：東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>議 24：令和 6 年度区立幼稚園園児募集方針について</p> <p>報 15：東京都北区教育委員会事案決定規則第 9 条第 1 項の規定に基づき処理した教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和 5 年度東京都北区一般会計補正予算（第 1 号））</p>
5. 6. 5	第 6 回定例会	<p>議 25：いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について</p> <p>議 26：いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について</p> <p>議 27：教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和 5 年第 2 回東京都北区議会定例会）（予算関係）</p> <p>議 28：教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和 5 年第 2 回東京都北区議会定例会）（条例関係）</p> <p>報 16：審査請求に対する裁決について</p> <p>報 17：審査請求に対する裁決について</p> <p>報 18：審査請求について</p> <p>報 19：十条小学校の新校舎整備に向けた調査・検討等について</p> <p>報 20：（仮称）北区立都の北学園の二期工事について</p> <p>報 21：保育所待機児童数について</p> <p>報 22：和解について</p>
5. 7. 11	第 7 回定例会	<p>議 29：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 30：幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 31：東京都北区立学校の廃止について</p> <p>議 32：東京都北区立学校の設置について</p> <p>報 23：東京都北区教育委員会事案決定規則第 9 条第 1 項の規定に基づき処理した東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について</p> <p>報 24：訴訟について</p> <p>報 25：区立学校等における校庭等の安全対策の実施について</p>

		報 26：児童館・子どもセンター・ティーンズセンターにおける子どもなんでも窓口の取組みの開始について
5. 8. 7	第 8 回定例会	議 33：令和 6 年度使用教科用図書（小学校及び義務教育学校前期課程）採択について 議 34：令和 6 年度使用教科用図書（中学校及び義務教育学校後期課程）採択について 議 35：令和 6 年度使用教科用図書（特別支援学級）採択について 議 36：いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について 議 37：東京都北区子ども・子育て会議の委員の委嘱又は任命について 報 27：「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について 報 28：和解について
5. 9. 13	第 9 回定例会	議 38：審査請求に対する裁決 報 29：東京都北区教育委員会事案決定規則第 9 条第 1 項の規定に基づき処理した教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和 5 年度東京都北区一般会計補正予算（第 3 号）） 報 30：東京都北区教育委員会事案決定規則第 9 条第 1 項の規定に基づき処理した教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例外 5 件） 報 31：外部委託による区立学校等の校庭・園庭の点検結果について 報 32：令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果について 報 33：和解について
5. 10. 10	第 10 回定例会	議 39：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 議 40：東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則 議 41：東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則 議 42：通学区域の変更について 報 34：東京都北区教育委員会事案決定規則第 9 条第 1 項の規定に基づき処理した東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について

		<p>報 35：審査請求について</p> <p>報 36：訴訟について</p> <p>報 37：和解について</p>
5. 11. 7	第 11 回定例会	<p>議 43：区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について</p> <p>議 44：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について</p> <p>報 38：(仮称) 東京都北区子ども条例 (案) のパブリックコメントの実施について</p>
5. 12. 7	第 12 回定例会	<p>議 45：東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 46：教育財産の取得の申出について</p> <p>議 47：東京都北区立図書館の廃止について</p> <p>議 48：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>報 39:教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について (令和 5 年度東京都北区一般会計補正予算 (第 4 号))</p> <p>報 40:教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について (令和 5 年度東京都北区一般会計補正予算 (第 5 号))</p> <p>報 41:教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について (東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例外 4 件)</p> <p>報 42:教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について (幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)</p> <p>報 43：北区教育ビジョン 2024 (案) のパブリックコメントの実施について</p> <p>報 44：北区子ども・子育て支援総合計画 2024 (案) のパブリックコメントの実施について</p>
6. 2. 6	第 1 回定例会	<p>議 1：いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について</p> <p>議 2：東京都北区学校運営協議会を置く学校 (コミュニティ・スクール) の指定について</p> <p>報 1：和解について</p>

6. 3. 8	第2回定例会	<p>議3：東京都北区教育委員会事務局の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則</p> <p>議4：義務教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則</p> <p>議5：東京都北区教育委員会事務局の組織改正に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規則</p> <p>議6：義務教育学校の設置に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程</p> <p>議7：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議8：教育財産の公用廃止について</p> <p>報2：教育に関する議案作成に係る意見聴取に対する回答について（予算関係）（令和6年第1回東京都北区議会定例会）</p> <p>報3：教育に関する議案作成に係る意見聴取に対する回答について（条例等関係）（令和6年第1回東京都北区議会定例会）</p> <p>報4：「北区教育ビジョン2024」（案）のパブリックコメント実施結果について</p> <p>報5：「北区子ども・子育て支援総合計画2024」（案）のパブリックコメント実施結果について</p> <p>報6：（仮称）東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方（案）に関するパブリックコメント実施結果について</p> <p>報7：令和6年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について</p> <p>報8：和解について</p>
6. 3. 28	第1回臨時会	<p>議9：「北区教育ビジョン2024」の策定について</p> <p>議10：「北区子ども・子育て支援総合計画2024」の策定について</p> <p>議11：東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について</p> <p>報9：東京都北区教育委員会事務局職員（係長級以上）の人事について</p> <p>報10：教職員人事異動（令和6年4月1日付）について</p>

イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、区長と教育委員会で構成する「北区総合教育会議」を開催している。会議は、区長が招集する。

(3) 教育委員会の活動状況

ア 学校訪問

教育委員会と学校が互いに共通認識を持ち、より良い学校教育を推進するため、教育委員による学校訪問を実施し、授業等の参観や各委員と学校による意見交換を行っている。

イ 研究協力校発表会

区における教育指導上の諸課題について、実践活動を通して研究した成果を公表する研究協力校発表会に教育委員が出席することにより、教育委員会と学校間で、取組状況や成果を共有している。

ウ 学校ファミリーの日

年3回開催する「学校ファミリーの日」に、教育委員によるサブファミリー校の訪問を実施し、幼稚園・こども園、小学校、中学校の交流・連携の取組状況の把握に努めている。

学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を着実に進めるため、区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員との意見交換を通じて、保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行い、学校サブファミリーごとの活動内容等の情報共有を行っている。

エ PTAとの教育懇談会

教育委員会と幼稚園・こども園、小学校、中学校各PTA連合会との懇談の場に、教育委員が参加し、保護者の意見を聴くとともに、北区の目指す教育について理解を深めてもらう機会としている。

オ 教育委員研修及び視察

全国における教育に関する取組状況や教育行政の諸課題について理解を深めるため、市町村教育委員会研究協議会（文部科学省）に、教育委員が参加し、国の動向について報告を受けるとともに、他自治体における取組について、相互紹介や協議を行っている。

また、特別区第2ブロック（荒川区・文京区・台東区・北区）の教育委員会協議会に出席し、来年度の重点事業等について情報交換を行っている。

カ その他の活動

教育委員は、教職員研修、特別支援学級行事、各種生涯学習講座など教育委員会の主催行事、後援・共催した社会教育行事など、多くの行事に参加している。

文化、芸術、スポーツ、区民講座等の行事やイベントにも参加し、北区教育ビジョン2020の推進に努めている。

(参考)

教育委員が出席又は参加した主な事業・行事等（令和5年度）

事業・行事	回数
教育委員会定例会	11回
教育委員会臨時会	1回
総合教育会議	1回
幼稚園・学校周年行事	4回
学校関係事業等	43回
P T A関係事業	7回
教育委員研修関係	4回
その他諸事業	23回
合計	94回

2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することが義務付けられている。

北区教育委員会においても、事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図っている。

また、点検及び評価の結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の実施方法

ア 対象事業

「北区教育ビジョン2020」については、すべての重点事業を対象とした。
「北区子ども・子育て支援計画2020」については、推進計画事業等の教育委員会が取り組む主要な事業を選定し、点検及び評価の対象とした。

イ 点検及び評価の方法

- ① 評価対象事業について、「目標」に対する「実績」の視点から点検及び評価をするとともに、課題を洗い出し、今後の事業の取組方針を示した。
- ② 評語の定義

評語	内容
A	計画通り順調に実施されており、さらに拡充していく (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね90%以上)
B	概ね順調に実施されている (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね70%以上 90%未満)
C	課題があるため、見直しが必要 (目標に対する実績(達成率)が概ね70%未満)

ウ 学識経験者の知見の活用

施策の取組状況等を取りまとめ、教育に関する学識経験者から意見聴取を行ったうえで、教育委員会において点検及び評価を行う。

本年度については、東京女子体育大学 田中 洋一名誉教授及び東京成徳大学 石黒 万里子教授からご意見をいただいた。

エ 議会報告及び公表

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果について区議会へ報告するとともに、区ホームページに掲載して区民に公表する。

3 「教育大綱・北区教育ビジョン2020」

(1) 施策展開

1 施策展開の構成

第3章「『北区教育ビジョン2020』の基本的な考え方」における「1 北区の教育を取り巻く環境の変化」及び「2 北区が目指すべき教育の方向」を踏まえ、「教育先進都市・北区」の魅力をより一層高めるために、14の「取組の方向」を掲げ、体系的に整理した。

2 北区教育ビジョン2020の体系について

施策展開について、「Ⅰ 学びの基盤をつくる」、「Ⅱ 豊かな教育環境をつくる」、「Ⅲ 学び合う絆をつくる」の3つの柱のもと、14の「取組の方向」ごとに、事業群（重点事業及び推進事業）を整理した。

3 北区教育ビジョン2020 体系図

施策展開の3つの柱・取組の方向・主な施策

3つの柱	取組の方向	主な施策
I 学びの基盤をつくる	1 0歳からの育ち・学びを支える	(1) 地域と一体となった教育の推進 (2) 就学前教育・保育の充実 (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進
	2 確かな学力を保証する	(4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着 (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成 (7) リーディングスキルの育成
	3 豊かな心を育む	(8) 心の教育・道徳教育の推進 (9) 体験活動の充実 (10) いじめの根絶
	4 健やかな体を育てる	(11) 体力の向上・健康の増進 (12) 保健指導・食育の推進
	5 共に学び合い、共に成長する力を育てる	(13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実 (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進 (15) 不登校児童・生徒への支援
	6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる	(16) 英語教育の充実 (17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進 (18) 国際理解教育の推進
	7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす	(19) 命を守る・救える人材の育成 (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成 (21) 情報活用能力の育成 (22) 社会の変化に対応できる力の育成 (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
II 豊かな教育環境をつくる	8 学校の教育力・経営力を高める	(24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶 (25) 教員の指導環境の充実 (26) 学校の経営力の強化
	9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する	(27) 長寿命化計画の推進 (28) 学校施設設備等の整備の推進 (29) 区立小学校の適正配置の推進
	10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する	(30) 学びのセーフティネットづくり (31) 教育相談体制の強化 (32) 子どもの居場所づくり (33) 高校・大学との連携 (34) 企業・NPO等との連携
III 学び合う絆をつくる	11 家庭の教育力の向上を支援する	(35) 子どもの読書活動の充実 (36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実 (37) 保護者への支援
	12 地域の教育力の向上を支援する	(38) 地域との協働 (39) 青少年教育の振興 (40) 社会教育活動の支援
	13 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する	(41) 学習機会の拡充 (42) 身近な学習の場の整備 (43) 区民との協働による図書館事業の推進
	14 文化・芸術活動を振興する	(44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進 (45) 文化財の保護・活用と保存・継承 (46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

主な施策に基づく事業群

事業群（重点事業）

事業群（推進事業）

区立認定こども園の設置 施設一体型小中一貫校の設置	サブファミリーによる特色ある教育の推進 きらきら0年生応援プロジェクト 「小中一貫教育カリキュラム」の活用	
------------------------------	---	--

確かな学力向上プロジェクト 教科担任制の導入 魅力ある学校図書館づくり事業	言語活動の推進 学校図書館支援	
---	--------------------	--

人権教育の推進 道徳教育の推進	自然体験活動の充実 社会体験活動の推進 いじめ防止の取組の徹底	北区サポートチーム Q-Uの実施 いじめ相談ミニレーター
--------------------	---------------------------------------	------------------------------------

（仮称）東洋大学連携事業・体力の向上 長なわトライ	体育・健康に関する指導の充実 連合体育行事活動の推進	学校保健の充実
------------------------------	-------------------------------	---------

小・中学校特別支援学級の設置 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チーム の派遣	日本語適応指導教室 特別支援学級における専門的な指導の充実 特別支援教育に係る理解啓発の推進	特別支援学級の合同行事の推進 適応指導教室における社会的自立に向けた支援の充実
---	--	--

検定料補助事業 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 イングリッシュ・サマーキャンプ 中学校生徒海外交流事業 パリ2024競技大会を見据えた東京国際フ ランス学園との連携推進 オリンピック・パラリンピック教育の推進及 びレガシーの構築	英語が使える北区人事業 国際理解教育の推進	
---	--------------------------	--

理科大好きプロジェクト ICT教育の充実 SDGsの達成に向けた教育の充実 特色ある教育活動支援事業	防災・安全教育の推進 海洋教育の推進 情報教育の推進 新聞大好きプロジェクト	環境教育の推進 キャリア教育の推進
---	---	----------------------

教員の質を高める方策についての検討 教育先進都市を支える学校働き方改革	指導力向上を目指した各種研修の充実 教育アドバイザーの活用 コミュニティ・スクールの推進 学校評議員等による学校評価制度	
--	---	--

学校の改築 学校施設のリノベーション（長寿命化改修） 事業の推進 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実	学校施設設備等の整備 小学校の適正配置の推進	
---	---------------------------	--

生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への 学習支援事業 スクールソーシャルワーカーの拡充	学校給食費保護者負担軽減事業 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 放課後子ども総合プランの充実	教育実践演習 住還型教育実習 大学図書館との連携
--	--	--------------------------------

家庭教育学級等の充実	子どもの読書活動の推進 早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト 子育て情報支援サービスの充実 PTA活動支援	子育て支援情報の提供 みんなで育児応援プロジェクト ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）
------------	---	--

学校施設の地域開放	教育広報紙「くおん」の発行 学校公開講座 学校支援ボランティア活動推進事業	青少年委員活動の充実 青少年地区委員会活動推進事業 生涯学習講座支援事業
-----------	---	--

地域活躍ステップアップ事業	生涯にわたる多様な学習機会の提供 図書館利用におけるバリアフリーの推進 区民との協働による図書館づくり	
---------------	---	--

「史跡のまち・北区」のPR	文化財を活用したふるさと学習事業 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 北区の部屋事業 伝統芸能の継承者の育成支援	北区文化振興財団との連携 連合文化行事活動の推進 子どもかがやき顕彰
---------------	--	--

(2) 点検及び評価シート

I 学びの基盤をつくる	評価	掲載頁
1 0歳からの育ち・学びを支える		
区立認定こども園の設置	A	17
施設一体型小中一貫校の設置	A	18
2 確かな学力を保証する		
確かな学力向上プロジェクト	B	21
教科担任制の導入	B	22
魅力ある学校図書館づくり事業	B	23
3 豊かな心を育む		
人権教育の推進	A	25
道徳教育の推進	A	26
4 健やかな体を育てる		
東洋大学推進事業・体力の向上	B	28
長なわトライ	B	29
5 共に学び合い、共に成長する力を育てる		
小・中学校特別支援学級の設置	A	31
特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣	A	32
6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる		
検定料補助事業	B	34
北区ゆかりの偉人を学ぶ事業	A	35
イングリッシュキャンプ	B	37
中学校生徒海外交流事業	B	38
パリ2024競技大会を見据えた東京国際フランス学園との連携推進事業	B	39
オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	A	40

(2) 点検及び評価シート

7	社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす		
	理科大好きプロジェクト	A	42
	I C T教育の充実	A	43
	S D G s の達成に向けた教育の充実	A	44
	特色ある教育活動支援事業	A	45
II	豊かな教育環境をつくる	評価	掲載頁
8	学校の教育力・経営力を高める		
	教員の質を高める方策についての検討	A	47
	教育先進都市を支える学校働き方改革	A	48
9	質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する		
	学校の改築	B	51
	学校施設のリノベーション（長寿命化改修）事業の推進	B	52
	今後の人口動向を見据えた教育環境の充実	A	53
10	安全・安心で豊かな教育環境を整備する		
	スクールソーシャルワーカーの拡充	A	55
III	学び合う絆をつくる	評価	掲載頁
11	家庭の教育力の向上を支援する		
	家庭教育学級等の充実	A	57
12	地域の教育力の向上を支援する		
	学校施設の地域開放	B	59
13	生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する		
	地域活躍ステップアップ事業	B	61
14	文化・芸術活動を振興する		
	「史跡のまち・北区」のPR	A	63

I 学びの基盤をつくる

1 0歳からの育ち・学びを支える

- ・北区学校ファミリー構想のもと、小中一貫教育を推進するとともに、小学校と幼稚園・認定こども園・保育園との連携を深め、サブファミリーを基盤とする育ちや学びの連続性を踏まえた事業を展開し、学校・家庭・地域の教育力の向上を目指します。
- ・学校や地域の特性にあわせたカリキュラム・マネジメントにより、教育活動の質の向上を図ります。
- ・幼稚園・認定こども園・保育園と小学校が連携し、就学前の子どもの教育・保育の充実を図ります。
- ・就学前の子どもの対象に、教育と保育を一体的に提供する施設を整備していきます。

【主な施策】

- (1) 地域と一体となった教育の推進
- (2) 就学前教育・保育の充実
- (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進

事業名 区立認定こども園の設置

《事業概要》

少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、すべての子どもを対象に、就学前教育・保育を実施する認定こども園の設置を推進していく。

《事業のねらい》

全ての子どもを対象とした就学前教育の充実

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
<p>「令和2年度東京都北区立認定こども園検討委員会報告書」で取りまとめた検討結果に基づき、赤羽地区での設置を先行して進める。</p> <p>北区経営改革プランに掲げる区立幼稚園の再編も視野に、課題やニーズを踏まえて方針を決定し、新たな区立認定こども園の設置を推進する。</p>	<p>実施設計及び整備着手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎増築実施設計を進め、令和5年度中に、増築範囲や避難経路に干渉する既存の設備基礎や大型遊具、樹木等を解体・処分する設備基礎等解体工事を増築工事に先行して行った。 ・設備基礎等解体工事に続き増築工事の入札を行ったが、電気工事のみ入札不調となり、令和6年度に再入札を行うこととなった。 ・新たな認定こども園の園名称についてアンケートを実施し、「(仮称)うめのきなかよしこども園」に決定した。

評価 【評価理由】

増築工事に先行した設備基礎等解体工事まで着手できたため。

A 【課題】

滝野川地区は適地が見つからないため、当該地域のニーズを踏まえたうえで、設置の必要性も含め検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

うめのき幼稚園園舎増築工事を進めるとともに、令和7年4月開設に向けた準備を進める。

【教育振興部学校支援課】

事業名 施設一体型小中一貫校の設置

《事業概要》

北区の教育が抱える諸問題の解決に資する学校となることを目指し、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置する。

小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるように、義務教育9年間を見据えたカリキュラムの活用などを通して、教育内容をより一層充実させる。

《事業のねらい》

学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、区内小・中学校における一貫性のある教育を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(仮称)都の北学園の開校に向け、専門分野別における検討課題について取り組む。	①学校経営検討委員会において、学校指定用品のデザインや通学路及び、PTA組織などの学校運営に関する事項について協議する。また、グラウンド整備工事スケジュールや、地域開放、放課後子ども総合プランなどの開校後の運用についても協議する。	①通学路やPTA組織、地域開放、校庭の運用、放課後子ども総合プラン、カリキュラム、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）などの学校運営に関することについて協議し、決定した。
	②学校指定用品（公費負担分）や学校備品などの購入を遅滞なく進める。	→ 実施
	③交流事業を積極的に実施する。	→ 実施
神谷中サブファミリーにおける研究指定校としての研究	実施	→ 実施

【評価理由】

評価 学校経営検討委員会及びカリキュラム検討委員会等の推進体制のもと、令和6年4月の開校に向けて着実に準備を進めることができたため。

A 【課題】

学校経営（教職員体制・PTA組織・地域との連携について等）、教育内容（学年段階の区切り・教科担任制の在り方等）及び施設整備について、今後も学校関係者、町会・自治会等の関係者と協力しながら取り組む必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年4月、北区初となる義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）を予定とおりに開校した。今後も北区小中一貫教育カリキュラムの更なる充実と発展に向けて、学校ファミリーの推進役となることが求められている。

【教育振興部教育政策課】

【教育振興部教育指導課】

2 確かな学力を保証する

- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等、確かな学力の定着を目指します。
- ・ 主体的・対話的で深い学びを通して、自らの考えをもって、多様な他者と協働し、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成します。
- ・ 文章に書かれている意味を正確にとらえ、新しい知識を身に付けるために必要な「読む力」の育成を目指します。

【主な施策】

- (4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着
- (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成
- (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成
- (7) リーディングスキルの育成

事業名 確かな学力向上プロジェクト

《事業概要》

小・中学校に学力パワーアップ講師及び学級経営支援員を配置し、学級経営の支援や、きめ細かな指導を実践する。また、全区立中学校へ教育アドバイザーが巡回指導を行い、授業力の向上に努める。さらに、小学校3年生から6年生までを対象とした学力フォローアップ教室（放課後補習）の実施により、基礎学力の定着・向上を図る。

《事業のねらい》

教員の授業力向上に加え、児童・生徒の学力のつまずきを防止することにより、一貫して安定した学びの環境を整える。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○学力パワーアップ講師・学級経営支援員の配置	小学校：1～6名程度 (児童数に応じて) 中学校：2名	→ 学力パワーアップ講師 95人 学級経営支援員 43人
○教育アドバイザーの巡回指導	全中学校12校	→ 全中学校12校
○学力フォローアップ教室の実施	1学級あたり 年32回	→ 1学級あたり 年21回(平均)

評価 【評価理由】
学力パワーアップ講師・学級経営支援員の配置及び教育アドバイザーの巡回指導については目標を達成したものの、学力フォローアップ教室については、目標とする実施回数を達成できなかったため。

B 【課題】
学力フォローアップ教室について、コロナ禍後通常に実施できるようになってきた。改めて事業目的を各校と共有し、事業実施の充実を図る必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

GIGA スクール構想における一人1台端末等ICTを最大限活用することにより一人一人の力を最大限に伸ばすとともに、「主体的・対話的で深い学びの授業改善」と、「個別最適な学びと協働的な学び」の一体的推進を図ることで、子どもの確かな学力の向上を図っていく。

また、引き続き北区基礎・基本の定着度調査を実施することにより、取組における成果を適切に分析し、継続的な授業改善を図っていく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 教科担任制の導入

《事業概要》

小学校や義務教育学校の前期課程における高学年の特定の教科について、複数の学級で専門的に教える「教科担任制」を導入し、より深く分かりやすい授業を行う。

《事業のねらい》

小学校において専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るとともに、発達段階に応じた指導体制を構築し、学年、専科のまとまりで、より多面的、多角的な児童理解の促進を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
神谷中サブファミリーカリキュラム 検討委員会の実施	年12回実施	→ 年15回実施

評 価	【評価理由】 令和5年度に小学校高学年での教科担任制モデル事業の実施に向け、神谷小及び稲田小に区専科指導講師（理科・社会）の配置を行ったため。
	【課題】 B 区専科指導講師の人材確保が大きな課題である。東京都の教科担任制推進事業の動向を注視し、専科指導講師の配置拡充を検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年度から区内初の小中一貫校都の北学園で教科担任制を導入する。専科指導講師（区費会計年度任用講師）を社会科及び理科で配置し、第5学年及び第6学年において教科担任制のモデル実施を行う。

都の北学園に本格導入後、その成果と課題を引き続き検証・推進する。令和8年度には都の北学園の他、王子地区・滝野川地区の各1校で教科担任制モデル実施し、令和10年度には都の北学園を含め、各地区に合わせて3校で教科担任制を本格導入する予定である。

【教育振興部教育指導課】

事業名 魅力ある学校図書館づくり事業

《事業概要》

児童・生徒が図書をより身近に感じ、意欲的な学習活動や読書活動につなげられるよう、図書資料の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアとの協働、学校図書館システムによる蔵書管理など、学校図書館に係る環境整備の充実を図る。

《事業のねらい》

児童・生徒が言語力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするために、学校図書館の利活用を通じて読書活動を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
ボランティアによる学校での読み聞かせ及び読書講演会	200 件以上	→ 481 件
学校パック貸出	800 パック以上	→ 640 パック

評

価

【評価理由】

令和2年度から区立小・中学校全校に学校図書館指導員を週2日（飛鳥中サブファミリーは週3日）配置し、学校図書館の整備や学校図書の利活用、授業における学校図書館利用などが進み、授業支援や読書活動推進に寄与している。より充実した支援を実現するために、都の北学園（赤羽地区）、王子桜中サブファミリー（王子地区）にも週3日配置を実施した。また、コロナ禍により休止していた読み聞かせ及び読書講演会について令和5年度より再開したため。

B

【課題】

学校図書館指導員の配置日数（週3日）拡充を全校には実施できておらず、今後も配置拡充に向けた取組を進める。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

全校へ配置している学校図書館指導員の配置日について、令和6年度から飛鳥中サブファミリー、王子桜中サブファミリー、都の北学園へ週2日から週3日に拡大している。今後も学校図書館の利活用に有効な学校図書館指導員の配置日数を拡充していく。

学校図書館は、学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての役割も期待されていることから、読書・学習・情報センターとしての機能を果たせるように、環境の整備を進める。加えて、学校図書館指導員・教員・ボランティアとの連携・協力、学校図書資料の利活用や団体貸出の促進等をとおして、児童・生徒の読書活動の推進をさらに図っていく。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部中央図書館】

3 豊かな心を育む

- ・思いやりの心、生命尊重の心、自尊感情や他者との信頼関係を築く力など、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。
- ・岩井学園や夏季施設での宿泊を伴う自然体験活動等、豊かな自然のなかで活動し、規則正しい集団生活を行うことを通して、他者と協働し、問題解決を図る経験をすることで、調和のとれた心身の発達を図るとともに、社会性や豊かな人間性の基礎を育成します。
- ・子どもが安心して心豊かに成長することができる社会実現のため、家庭や地域と協力して人権教育や道徳教育の充実を図り、偏見や差別意識、いじめの解消や体罰の根絶に向けて取り組みます。

【主な施策】

- (8) 心の教育・道徳教育の推進
- (9) 体験活動の充実
- (10) いじめの根絶

事業名 人権教育の推進

《事業概要》

各小・中学校において、人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うとともに、教員に対しても、各職層別の人権教育研修、人権教育担当教員を対象とした人権教育研修、各校が実施する校内研修等を行う。

《事業のねらい》

子どもたちの人権に関する知的理解を深め、LGBTQ+等も含めた多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする人権感覚を高める。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○人権教育研修	年2回	→ 年2回
○人権教育推進委員だよりの発行	年1回	→ 年1回

A	<p>【評価理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校において、指導計画に基づいた人権教育を推進し、その体制を整備しているため。 質の高い人権教育を実施するために、各校や教育委員会において効果的な研修を実施し、教職員が人権尊重の理念や人権課題について十分に理解できるようにしているため。 本事業の成果の普及啓発については、年ごとにテーマと据える人権課題に関して効果的な学習教材の選定や開発を、研究授業を通して行ったため。
	<p>【課題】</p> <p>人権教育推進委員会による活動が年3回あるが、人権教育を推進する上では限られた時間となる。より広く開かれた研修とすることも必要なため、研修実施方法の工夫が必要である。</p>

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

あらゆる教育活動に人権教育を基本に据えて取り組み、北区教育委員会の教育目標に掲げる「人間尊重の精神」を基調として、他者の立場に立って物事を考えることや思いやりのある豊かな人間性を育てていく。

また、引き続き、児童・生徒、教員の両面における指導・研修体制の充実を図るとともに、専門家を講師として招へいし、新しい知見も含め、時代の要請に応じた指導・研修を行っていく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 道徳教育の推進

《事業概要》

各小・中学校及び義務教育学校に置かれる道徳教育推進教師を対象に、校内において道徳教育を推進するための資質・能力の向上を図る研修を実施する。

また、各校で実施する道徳授業地区公開講座について、実施計画や学習指導案の作成に当たってきめ細かな指導・助言を行うなど、北区教育委員会により専門的サポートを行うことにより、内容の充実を図る。

《事業のねらい》

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○道徳教育推進教師研修	年3回	→ 年3回
○道徳授業地区公開講座の開催	全小・中学校46校	→ 全小・中学校46校

評価理由
各研修及び道徳授業地区公開講座について、目標（予定）通り実施できたため。

A 課題
道徳の評価に関する通知表の記載内容は、学習活動における児童・生徒の学習状況や道徳性（内容項目）に係る成長の様子を個人内評価として記載する。この評価の在り方については引き続き、研修や学校訪問を通して理解の浸透を図っていく。また、授業あり方や児童・生徒の見取り方についても研修で扱い、研究授業を実施していく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

道徳教育推進教師研修会等において、道徳科の指導と評価に関わる内容等について研修を行い、区立学校の道徳教育の更なる充実を図る。研修の中で道徳教育推進教師の役割を再確認するとともに、授業実践を通じた研究協議を行うことで、各校における道徳科の授業力向上を目指す。

【教育振興部教育指導課】

4 健やかな体を育てる

- ・子どもたちの体力向上を図るとともに、健康で安全な生活を営むための力の育成を図ります。

【主な施策】

(11) 体力の向上・健康の増進

(12) 保健指導・食育の推進

事業名 東洋大学連携事業・体力の向上

《事業概要》

子どもたちにスポーツの楽しさや魅力を理解させながら、健康・体力の向上を図るため、包括協定締結大学である東洋大学と連携し、投げる力の強化やコーディネーショントレーニングの導入等の事業を展開する。

《事業のねらい》

児童・生徒にスポーツの楽しさや魅力を理解させながら、健康・体力の向上を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
東洋大学との連携事業の検討	年1回以上実施	→ 年2回実施

評価 【評価理由】
 コロナ禍で中止していた東洋大学との連携事業再開に向けた会議を行い事業検討を行ったため。また、令和6年度に体育実技・健康研修において、東洋大学の教授陣に関わってもらうこととなったため。

B 【課題】
 連携事業をはじめ、研修の開催においても、学校現場と大学との開催日時等の調整が課題となる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

包括協定を締結している関係性を活かして、子どもたちの体力の向上のみならず、令和6年度に実施する研修等、機を捉えて様々な場面で連携を行っていく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 長なわトライ

《事業概要》

基準回数達成に向けて、各学級で気持ちを一つにして、長なわに取り組む。基準回数を達成した学級に対して表彰状を交付するとともに、各学校で学校長が判断した場合についても、記録証を使用して表彰を行う。

《事業のねらい》

児童・生徒の体力が長期的に低下傾向にあるため、集中力や協調性を育み、学級の一体感・団結力を高めながら、リズム感、瞬発力、持久力などの体力向上を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
実施校数	全小学校34校	→ 18校
	全中学校12校	→ 10校

評 価

【評価理由】

新型コロナウイルス感染症の法的な位置付け変更に伴い、徐々にではあるが実施校が増えているため。

【課題】

B

コロナ禍において実施を取りやめた学校が多く、本事業の実施ノウハウのある教員が少なくなったため、改めての事業内容の共有と教育課程の位置付けが必要となる。各校が積極的に取り組むような啓発活動が必要である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

身体づくりの一環として本事業の目的は達成されたと考える。体力向上だけではなく、学級の一体感・団結力を高めるという観点からも継続が望まれる事業だが、各校の実態に応じた実施でよい。

今後は、現在実施している「北区×ヴェルディ」の事業に統合するなどして、効果的な体力向上を図っていく。

【教育振興部教育指導課】

5 共に学び合い、共に成長する力を育てる

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進するため、就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な教育的ニーズに応じた効果的な支援を行う柔軟なしくみを整えます。
- ・特別支援教育を必要とする児童・生徒について、障害の特性や状態に応じた専門的な指導内容・指導方法の充実を図るため、研修や研究授業、巡回指導・専門家チームの学校への派遣等に取り組みます。
- ・発達障害又は発達障害の疑いのある児童・生徒が増加しているなかで、自閉症や情緒障害等の障害特性による学習上又は生活上の困難さについて、多様な学びの場の整備及び教員・保護者への理解啓発を進めていきます。
- ・知的障害特別支援学級を設置している学校において実施する合同行事について、児童・生徒の能力・特性に応じ、計画的に実施し、学校のみならず広く地域社会に向けて、特別支援教育や特別支援学級についての理解啓発を図ります。
- ・不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員、スクールソーシャルワーカー等が連携して支援を行います。また、適応指導教室への通級を促し、社会的自立に向けた学習支援や居場所支援の充実を目指します。
- ・日本語指導や学校生活指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行っていきます。

【主な施策】

(13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実

(14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援
教育の推進

(15) 不登校児童・生徒への支援

事業名 小・中学校特別支援学級の設置

《事業概要》

一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていく。

《事業のねらい》

一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
①知的障害及び自閉症・情緒障害 特別支援学級の新設	義務教育学校に、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置	→ 前期課程 1 課程 後期課程 1 課程 (令和6年4月開校・都の北学園)
②理解・啓発	北区の特別支援教育理解・啓発パンフレットの作成	→ 北区立小・中学校すべての教職員へ配布。

評 価	【評価理由】 計画通り、都の北学園（義務教育学校）へ自閉症・情緒障害特別支援学級を設置したため。
	A 【課題】 本事業を検討・推進していくにあたり、児童・生徒数の推移や地域特性を十分踏まえながら、検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級について、円滑な教育活動が進められるよう、特別支援学級の理解啓発を図っていく。

また、児童・生徒の増減や保護者を含めた通学の負担、地域的な偏在などの諸課題を整理しながら、東京都や区市の取組の状況等を把握し、ニーズに応じた多様な学びの場の整備、特別支援学級設置の検証、検討を継続していく。

【教育振興部教育総合相談センター】

事業名 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣

《事業概要》

障害特性を踏まえた適切な実態把握や、障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣する。

《事業のねらい》

特別支援教育を必要とする児童・生徒に対して、専門的な指導内容・方法の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
巡回指導・専門家チームの派遣実績	派遣 3 回	→ 派遣 29 回 (実日数26日)

評価	【評価理由】
	令和5年度は、障害者支援のほか、困難ケースへの細やかな対応を行うにあたり、アウトリーチ型の心理士を活用し、スクールソーシャルワーカーや指導主事等と少人数での派遣を増やしたため。
A	【課題】
	本事業を検討・推進していくにあたり、事業の概要や手順についての周知等、更なる取り組みを行っていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

本事業を今後も実施していくうえで、事業の概要や仕組み、申請手続き等を記したガイドラインを作成し、学校へ周知する。

また、実施にあたっては、教育総合相談センター内で派遣・訪問についての事前検討を行い、ケース会議等を通じて報告及び今後の方針について協議を行う等、情報の共有を図っていく。

【教育振興部教育総合相談センター】

6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

- ・グローバル社会をたくましく生き抜くために、コミュニケーション能力を重視した英語力を育みます。
- ・英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけづくりとなるよう、体験的で実践的な学習を行う場の充実を図ります。
- ・日本人としての自覚や、郷土を愛し誇りに思う心を育むため、地域の歴史、伝統・文化等について学び、理解を深めます。
- ・児童・生徒と外国人との様々な交流の機会を設け、日本文化の紹介や、外国文化に触れる体験等を取り入れた教育活動を展開することで、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や北区の良さを積極的に発信できる力を育成します。日本人としてはもちろん、ふるさと北区を愛し、誇りに思う心を育み、異なる文化との相互理解を促進します。

【主な施策】

(16) 英語教育の充実

(17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進

(18) 国際理解教育の推進

事業名 検定料補助事業

《事業概要》

小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助する。

※英語検定：小学6年生、中学1～3年生

漢字検定：小学6年生、中学3年生

数学検定：中学2年生

《事業のねらい》

児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、英語・国語・数学の基礎的な知識や技能の確実な定着を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
英語検定志願率	小6：50%	→ 22.0%
	中1：50%	→ 43.4%
	中2：50%	→ 59.0%
	中3：60%	→ 52.0%
漢字検定志願率	小6：50%	→ 40.2%
	中3：50%	→ 48.8%
数学検定志願率	中2：50%	→ 39.4%

評 価	【評価理由】 小学生の英検、漢検の志願率は中学生に比べては低いものの、徐々に志願率は上昇してきているため。
	【課題】 B 受験を控える学年の志願率は高くなる傾向にある。小学生、中学1年生からの志願率はまだ低いが、学習意欲向上に向けての取組となるよう必要な周知を行っていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

公費受験の対象とする検定日程について柔軟に対応するほか、受験案内を積極的に行うことで受験率の向上に努める。

【教育振興部教育指導課】

事業名 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業

《事業概要》

渋沢栄一に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績などを学ぶ。

また、芥川龍之介やドナルド・キーン氏をはじめとした北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や開設予定の(仮称)芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍・絵画の中央図書館での展示、各種公開講座などを通じて学ぶ機会の充実を図る。

《事業のねらい》

渋沢栄一や芥川龍之介、ドナルド・キーン氏をはじめとした北区にゆかりのある偉人の功績などを学び、地域への誇りと愛着の心を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
▶ ドナルド・キーンコレクション (寄贈資料) コーナー閲覧者数	3,000名	→ 4,374名
▶ 「ドナルド・キーンと平和」パネル展	36,700名	→ 39,873名(会期22日間入館者数)
▶ 「キーン先生と音楽」		
① パネル展	①46,200名	→ ①46,260名(会期33日間の入館者数)
② ドナルド・キーンを読む会(講座)	②30名(定員)	→ ②参加10名
▶ ドナルド・キーン記念事業 (文化施策担当課)		
① 連続講座「自伝でたどるドナルド・キーン先生」(1、2期各4回)	①65名(1期定員) 75名(2期定員)	→ ①100名(1期応募)、142名(2期応募)延べ参加数210名(1期)、248名(2期)
② 霜降銀座商店街聞き取り調査	②45商店(対象)	→ ②17商店(調査済)
③ 企画展示「もっとドナルド・キーンを知りたい! 前期・後期」	③36,700名	→ ③37,524名
④ 「ドナルド・キーンの心にふれたピアニスト」(キーン財団主催・北区共催)	④400名(定員)	→ ④414名(参加)
⑤ セミナー「おとなりのキーン先生を語ろう!」	⑤40名(定員)	→ ⑤25名(参加)
⑥ まちかど展示「おとなりのキーン先生」	⑥220名	→ ⑥266名 (11日間)

⑦「ドナルド・キーンさんの手料理」 (滝野川文化センター主催・PT 協力)	⑦20名(定員)	→	⑦19名(参加)
⑧北区・東洋大学・キーン財団による 蔵書整理プロジェクト	⑧約7,000冊	→	⑧6,425冊
▶青淵義塾親子講座～渋沢探検隊～	30組	→	11組
▶青淵義塾入門編～シン・渋沢栄一 を探る～	100名	→	59名
▶青淵義塾上級編～北区渋沢栄一ガ イドマップを作ろう～	20名	→	15名
▶渋沢栄一に関する副読本の作成	児童・生徒へ配布	→	完成 児童・生徒へ配布

A	【評価理由】
	各地の文学館等への出品、ドナルド・キーン記念事業、関連団体との連携効果により、コレクション閲覧者が高水準を保っているため。 青淵義塾は2年目の実施で、親子講座、入門編、上級編を開催した。親子講座では夏休みの自由研究の題材として親子で取り組めるワークや散策、入門編では改めて渋沢栄一の人物像を知るための講演を実施した。上級編では渋沢栄一独自のマップが北区に無いことから、参加者が、チームごとに渋沢翁をテーマとした3種類のマップを作製した。
	【課題】
	文化センターや他自治体との様々な連携の形態を模索し新たな事業展開とさらなる周知に努める。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

引き続き、区民の会との協働によるキーンコレクションの活用、ドナルド・キーン記念事業（文化施策担当課）の一環としての各種事業の実施、ドナルド・キーン記念財団、ドナルド・キーン・センター・柏崎等関連機関との連携により様々な機会を捉えて事業を展開していく。また、「青淵義塾」についても引き続き実施し、渋沢栄一についてその功績やゆかりの地、理念・思想等についてより理解を深める学習機会を区民に対して提供する。

今後も区民ニーズを捉え、北区ゆかりの偉人について関心と理解を深める満足度の高い講座の実施を目指し、地域への誇りと愛着を醸成する。副読本活用の実情や課題について聞き取り、必要に応じて指導・助言する。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

【教育振興部中央図書館】

事業名 イングリッシュキャンプ

《事業概要》

北区の中学2年生が外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成する。

また、キャンプ後においても、学校行事に留学生を招待し交流を継続するなど、国際理解教育の充実を図る。

《事業のねらい》

英語教育の充実

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
①参加者数	①1,370名以上	→ ①1,386名
②参加率	②90%以上 (冬季実施・感染症 影響のため)	→ ②90.8%
③継続交流	③実施校6校以上	→ ③全校中止(年度 末で活動日の確保 が難しいため)

評 価	【評価理由】
	プログラム内容を工夫し、コミュニケーションの機会を確保した上で、全12校実施することができたため。
B	【課題】
	冬季実施の移動教室に変更したことに伴い、留学生の確保及び継続交流を実施する日程の確保ができなかった。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

コロナ禍では、密を避けて宿泊する関係上収容人数のより多い岩井学園で、12～1月に実施していたが、令和6年度は、5年ぶりに岩井学園から那須高原学園へ実施場所を戻し、かつ夏季に実施し、継続交流も再開する。

運営委員会を中心として、校長会、プログラム運営委託者、教育指導課及び学校支援課の関係者間で協議を行いながら、生徒が体験するプログラム内容等のさらなる充実を図る。

【教育振興部学校支援課】

事業名 北区立学校生徒海外交流事業

《事業概要》

アメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市セブンヒルズスクールの生徒とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲を高めるとともに、国際理解を深める態度を育む。

《事業のねらい》

英語に慣れ親しみながら、語学力、論理的思考力、コミュニケーション力、主体性、協働性など、グローバル社会で生き抜く力の素地を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○派遣 令和5年11月	北区立中学校生徒 40名	北区立中学校生徒 40名
○受入 令和6年2月	セブンヒルズスクール生徒 40名	セブンヒルズスクール生徒52名 引率の先生方6名

評価理由
 B 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止していたセブンヒルズスクールと北区立中学校との相互交流活動再開し、令和5年11月には北区立中学校生徒40名をアメリカへ派遣したため。また、令和6年2月にセブンヒルズスクール生徒(52名)と引率の先生方(6名)が来日し、北区立学校の児童・生徒との交流活動を行ったため。

【課題】
 コロナ禍明けに活動を全面再開するに当たり、生活環境、社会情勢の変化によるマニュアルの再確認や修正が必要な状況があった。次年度に向けたフォローアップ、アップデートをしていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年度においては、引き続き、北区生徒を海外派遣し日本とアメリカ両校による海外交流事業を実施する。令和6年11月に北区生徒の海外派遣、令和7年2月にセブンヒルズスクール生徒の北区受入れを予定している。

事業名 パリ 2024 競技大会を見据えた東京国際フランス学園との推進事業

《事業概要》

パリ2024競技大会を見据え、滝野川紅葉中サブファミリーと東京国際フランス学園との連携強化を図る。

《事業のねらい》

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身に付け、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○滝野川紅葉中学校サブファミリーと東京国際フランス学園との連携	連携の強化	→ ・手作りカレンダーの交換 ・生徒会本部役員の生徒等、対面での東京国際フランス学園への訪問等を実施。

評価理由】
コロナ禍後、滝野川地区の学校を中心として、直接の交流を再開したため。

B 【課題】
新たな交流方法を確立する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

2024 オリンピック・パラリンピック競技大会に加え、渋沢栄一のパリ万博訪問・日仏会館の建設、パリ市の姉妹校提携など、パリ市とのゆかりは多い。学校2020レガシーやこれまでの各校の取組と関連付けながら、取り組んでいく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築

《事業概要》

オリンピック・パラリンピック教育を継続し、子どもたちに「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を養い、東京 2020 大会で培われた教育資産をレガシーとして継承する。

《事業のねらい》

東京 2020 大会閉幕後も、パリ 2024 大会を見据えながら、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員としてもつべき資質を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○東京都教育委員会「学校 2020 レガシー」の実施	全 50 校・園実施	→ 全 50 校・園実施

評価	【評価理由】
A	<p>「学校 2020 レガシー」を各校園の教育課程に位置付け、重点的に育成すべき5つの資質を育てるために、幼児・児童・生徒の実態や地域の特性に合った教育活動を実践したため。</p> <p>【課題】</p> <p>大会が終了した令和4年度以降も、各校園がオリンピック・パラリンピック教育の趣旨を受け継ぐ取組を「学校 2020 レガシー」として、長く続く教育活動として継続・発展していく。</p>

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

平成28年度から各校で取り組んできたオリンピック・パラリンピック教育の活動を、今後も学校レガシーとして教育課程に位置付け、共生社会実現に向け継続的に取り組んでいく。

【教育振興部教育指導課】

7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす

- ・家庭と連携・協力し、自然災害の発生時に自分の判断で安全を確保する行動ができるようにするとともに、自ら安全・安心な地域づくりに貢献できる児童・生徒の育成を図ります。
- ・児童・生徒の科学に関する資質・能力を高めるため、科学に高い興味・関心を示し、理数好きな児童・生徒の育成を図ります。
- ・児童・生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動である「プログラミング教育」を推進し、情報活用能力の育成を図ります。
- ・ICTの活用により、「主体的・対話的で深い学び」を一層推進します。
- ・SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実に努めるとともに、SDGs の考え方や17の目標内容を意識した教育活動の充実に努めます。

【主な施策】

- (19) 命を守る・救える人材の育成
- (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成
- (21) 情報活用能力の育成
- (22) 社会の変化に対応できる力の育成
- (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

事業名 理科大好きプロジェクト

《事業概要》

包括協定を締結しているお茶の水女子大学との連携により、実験教室等を実施する。全小・中学校に理科支援員を配置するとともに、理科教育アドバイザーが全小・中学校を巡回し、指導・助言する。また、北区立小学校に在籍する児童から、自ら決めたテーマについて展示発表する北区立小学校児童科学展を実施し、優秀作品は北とぴあ区民プラザでの展示及び区ホームページにて公表する。

《事業のねらい》

子どもたちの理科に対する興味と関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供することを通して、持続可能な社会をけん引する力を伸ばす。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
理科実験支援事業	100 授業	→ 144 授業
サイエンスラボ（中学生対象）	年 8 回	→ 年 8 回
科学・環境スクール（小学生対象）	年 5 回 各校 1 人	→ 年 5 回 → 各校 1 人
理科支援員配置	小学校全 34 校	→ 小学校 32 校
理科教育アドバイザー巡回指導	中学校全 12 校	→ 中学校 11 校
北区立小学校児童科学展応募数	165 点（昨年度実績）	→ 169 点

評価 【評価理由】

- ・令和6年度から区内初の小中一貫校都の北学園にお茶の水女子大学の理科実験支援拠点であるサイエンスルームを設置したため。
- ・科学・環境スクールには参加希望が多いため、各回で当選者を決定し、応募した児童が1回は受講できるように調整をしているため・サイエンスラボは理科好きの生徒が集まり、チームで課題を解決するなど学校の授業とは違った取組をしており、科学への関心を育てているため。

A

【課題】

新たな会場の運用等を定める必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

理科実験支援事業について、児童・生徒の理科に対する興味を持たせ、実験等を通じて楽しさを実感できる取り組みを目指す。

サイエンスラボ及び科学・環境スクールは、複数校の児童・生徒が集合する形態である。通常の学校の授業では取り組むことが困難な内容や発展的な内容に取り組むことで科学に対するより深い関心・興味と科学研究に対するスキルを育てる場として大事な事業である。令和6年度についても引き続き同様に取り組んでいく。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

事業名 ICT教育の充実

《事業概要》

ICT（情報通信技術）を活用し、データ等を積極的に活用した授業及び情報化の進展に対応した教育を推進する。教員、児童・生徒へ配付した端末（以下、「きたコン」という。）を使用して、データ活用やプログラミング教育を行い、更なる教育の質の向上を図る。

《事業のねらい》

ICT教育を推進し、情報活用能力や論理的思考能力、問題解決能力を育成し、未来を担う子どもたちを育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
① ICT活用研修の開催	年8回	→	年8回
② 情報教育担当者連絡会の開催	年2回	→	年2回
③ 北区GIGAスクール構想推進委員会の開催	年9回	→	年9回
④ ICT支援員の定期派遣	各校月4回	→	各校月4回
⑤ 教育情報化推進委員による巡回訪問指導	各校年2回以上	→	各校年2回以上

評価理由
令和5年度は、引き続き教育情報化推進員2名を配置して、巡回訪問指導を実施するとともに、きたコン活用ガイドブックについても事例集を追加展開するなど、教員のICTに関する指導力のさらなる向上を図った。また、ICT支援員の訪問回数を月4回に増やして、学校におけるICT教育のレベルアップを図ったため。

A 【課題】
 ・これまでのICT支援により、全体のICT教育レベルの向上が図られているものの、学校ごとの実践状況や教員ごとの指導力について、さらなる格差解消に向けた取組みが必要。
 ・今後のデジタル社会の進展に向けて、児童・生徒が自ら情報を選択できる知識や能力を習得させる取組みが必要。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年度以降も、ICTを活用した教育の質の向上と学校や教員による実践状況の差の解消に努め、児童・生徒の情報活用能力の育成を進めていく。

＜令和6年度以降の重点的な取組＞

上記①～⑤に加え、下記の取組を行う。

- ・ICT支援員による訪問について、各学校の状況に応じた支援を行う。
- ・情報活用能力の育成について、これまでの情報モラル教育に加えて、自ら情報を選択できる知識や能力を身につけたデジタル市民になるための「デジタル・シチズン・シップ教育」の考えを取り入れた取組みを導入する。
- ・これまで年度ごとに更新してきた「きたコン活用ガイドブック」について、特別支援を含めた指導段階表を作成し、学習場面や学年等に応じたICT教育を推進する。

【教育振興部学び未来課】

事業名 SDGsの達成に向けた教育の充実

《事業概要》

SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育など、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGs の考え方や 17 の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育などを推進し、SDGs に関する教育活動の充実を図る。

《事業のねらい》

日々の授業のなかで自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の改善をとおして、「持続可能な社会の創り手」を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○北区教育委員会研究指定校（王子第一小学校）での研究（令和5～7年度）	年間を通した授業研究（研究授業6回以上）	年間を通した授業研究（研究授業6回）

評価	【評価理由】
	<ul style="list-style-type: none"> 王子第一小学校において、「課題を自分事としてとらえ、進んで解決しようとする児童の育成～SDGs 達成を目指し、ESD を踏まえた授業づくりを通して～」を主題とした研究について、研究構想図をまとめたため。 教科等（社会、理科、生活科、総合的な学習の時間）と関連付けた学習指導の実施に発展したため。
A	【課題】 SDGs に関して各校において実施している多様な学習活動を集約し、情報発信をしていく必要がある。また、他自治体における先進事例の研究・実践を行う必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

教育課題研修会で「持続可能な社会づくりに向けた教育」に関する内容を行うとともに、各校において教科等（社会、理科、生活科、総合的な学習の時間）と関連付けて学習指導を行う。

【教育振興部教育指導課】

事業名 特色ある教育活動支援事業

《事業概要》

区立小中学校の特色ある活動又は区立小中学校におけるグループ活動のうち、新たに開催する事業で他の区立小中学校において行われていない学習、文化芸術、スポーツ及び社会奉仕活動に関する事業を対象とする。支援事業に充てる経費は、1校50万円を限度とする。（※令和3年4月1日より事業開始）

《事業のねらい》

学校ごとの特色ある取り組みへの支援

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
(1)小学校からの支援事業の申出	5校程度	→	9校
(2)中学校からの支援事業の申出	3校程度	→	3校

評 価	【評価理由】
	各事業目標を達成しているため。
A	【課題】
	引き続き事業を継続し、区立小中学校における特色ある教育活動を支援する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

特色ある教育活動等支援事業は、各区立小中学校における独自の教育活動や文化・芸術活動を支援することを目的に、令和3年度から実施しており、初年度から目標を達成することができている。

今後も、児童・生徒の豊かな感性や、将来、社会の一員として協働してものごとに取り組む姿勢を育ていけるよう事業を推進していく。

Ⅱ 豊かな教育環境をつくる

8 学校の教育力・経営力を高める

- ・児童・生徒の多様なニーズや時代の要請に応えることのできる教員の指導力向上を図ります。
- ・教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための働き方改革を推進し、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指します。
- ・保護者や地域が学校経営に参画する「学校運営協議会」を設置し、学校・保護者・地域住民が協働した社会に開かれた教育課程による特色ある学校づくりを進めます。
- ・学校評議員等による学校評価の充実を通して、学校の経営力強化を図ります。

【主な施策】

(24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶

(25) 教員の指導環境の充実

(26) 学校の経営力の強化

事業名 教員の質を高める方策についての検討

《事業概要》

教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、教員の質を高める方策について検討する。

《事業のねらい》

これからの教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」などについて自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点をもった教員を育成・確保する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○東京都教職員研修センターで募集する、「教職大学院派遣研修」へ教員を派遣する。	教職大学院へ教員1名派遣	→ 教職大学院へ教員1名派遣

評 価

【評価理由】

【評価理由】

令和4年度に選考合格した小学校教員を1年間教職大学院に派遣し、子どもの対人関係育成の実践研究を行ったため。また、教職大学院連携協力校を4校で実施し、教職大学院履修登録プログラムに1名受講したため。

A

【課題】

- ・派遣後に「主体的・対話的で深い学び」等に関わる研修成果を区内の教員に還元させるためには、来年度以降も引き続き本区で勤務させる必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和4～6年度に教職大学院に派遣した教員や教職大学院関係に関わった教員が、北区教育委員会で実施する研修会の講師等を務め、北区立学校の教員に対して、大学院で学んだ指導法や指導技術、成果等を還元させる。

また、本事業以外にも東京都や区の人材育成とも連動し取り組んでいる。東京都教育委員会の教育研究員、研究開発員、教師道場、指導教諭の公開授業、区の教育研究会も活用し、教員の質の向上に努めている。

【教育振興部教育指導課】

事業名 教育先進都市を支える学校働き方改革

《事業概要》

平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境改善と長時間勤務を改善するための取組を推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指す。

《事業のねらい》

学校における働き方改革の推進

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
①勤務時間の把握	全区立小・中学校、幼稚園及び認定こども園にタイムレコーダーを導入	→ 全区立小・中学校、幼稚園及び認定こども園にタイムレコーダーを導入済み
②メッセージ機能付き電話の導入	全小中学校に配置	→ 全小中学校配置済み
③ICT環境の整備	ICT支援員（各校月4回）の派遣	→ ICT支援員（各校月4回）派遣
④学校徴収金の公会計化の検討	公会計化の調査、検討	→ 給食費公会計化等の令和8年度実施を決定
⑤教員事務補助員の配置	全小学校（34校）及び全中学校（12校）に1名配置	→ 小学校34校中33校に配置、中学校12校中8校に配置
⑥部活動指導員の配置	12校	→ 10校
⑦学校法律相談制度の導入	制度導入	→ 制度導入済み 相談実績8件

評価	【評価理由】
A	<p>①～③については目標を達成している。</p> <p>④これまでの調査研究を踏まえ、給食費公会計化の実施及び教材費等の管理業務に係る負担軽減策の令和8年度実施を決定し、庁内検討会を設置して具体的な検討を開始している。</p> <p>⑤希望する小・中学校に配置している。</p> <p>⑥全中学校への配置を予定していたが、学校が希望する部活動の指導員を確保することが難しく、令和5年度は10校への配置に留まっている。</p> <p>⑦制度導入済みである。</p> <p>以上のことから、総合的に判断したため。</p>

【課題】

- ①毎月の集計や年度の切り替えに伴う作業を学校で行う必要があるため、集計作業等が学校にとって負担となっている。また、適正な打刻を遵守させる必要がある。
- ②目標達成しているため課題なし。
- ③ICT環境の整備が業務の負担軽減につながる一方、ICT活用スキルの格差により、特定の教員に負担が集中するおそれがある。
- ④教員の負担軽減につながるよう、学校における業務実態を把握し、学校の意見を聴きながら、具体的な検討を進めていく必要がある。
- ⑤引き続き全小学校を対象に配置を継続するとともに、全中学校への配置に向けて取り組む。また、小学校のうち大規模校に該当する学校には加配を行う。
中学校の加配は令和5年度の状況を踏まえて必要性を検討する。
- ⑥指導員の配置にかかる財政負担が大きいいため、東京都の補助金が終了した場合、予算の確保が難しい。また、配置が必要な部活動は教員の人事異動によって変わるため、タイトなスケジュールで採用活動を行う必要がある。
- ⑦引き続き、制度の周知を図っていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

- ①引き続き、適切な勤務時間の把握に取り組んでいく。
- ②令和2年度までに小中学校全校への整備が完了した。経年劣化により老朽化している電話機については、適宜入替えを実施し、継続して教職員の負担軽減を図る。
- ③引き続きICT環境の整備を図るとともに、ICT活用スキルの格差を解消するため、各学校の状況に応じた支援を行っていく。また、ホームページ更新作業のサポートをはじめとした、ICT支援員のさらなる活用を推進し、教職員の負担軽減を図る。
- ④令和8年度給食費公会計化等実施に向けて、学校や関係各課と調整を重ねながら、検討・準備を着実に進めていく。
- ⑤引き続き全小・中・義務教育学校を対象に配置を継続する。
- ⑥引き続き東京都の補助金を活用しながら、ホームページや北区ニュースなども積極的に活用することで人材確保に努め、全中学校への配置を目指す。また、国が進める部活動の地域移行について検討を進める。
- ⑦導入後の課題をふまえ、見直しに向けた検討を進める。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部学校支援課】

【教育振興部学び未来課】

【教育振興部教育政策課】

9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

- ・学校施設の老朽化対策と「教育先進都市・北区」に相応しい施設整備を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて、計画的に改築又はリノベーション事業を実施します。
- ・安全・安心で快適な施設環境を維持するため、適切な維持・保全を確実に実施します。
- ・今後の児童・生徒の人口推計等を踏まえ、学校の施設整備をはじめとする、将来の人口を見通した施策を展開していきます。

【主な施策】

- (27) 長寿命化計画の推進
- (28) 学校施設設備等の整備の推進
- (29) 区立小学校の適正配置の推進

事業名 学校の改築

《事業概要》

改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な教育環境の充実を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、学校施設の改築を推進する。

《事業のねらい》

従前の改築ペースを維持しながら、計画的に改築に取り組むことで、「教育先進都市・北区」に相応しい学校施設を整備する。

《評価対象年度における目標と実績》

【令和5年度実績】	（目標）	（実績）
① 都の北学園	新築工事	新築工事
② 堀船中学校改築事業	新築工事	設計・解体工事
③ 赤羽台西小	設計	設計
④ 十条小	設計着手	がけ地詳細設計

評価理由
 『令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」』の実施に伴う、堀船中学校改築事業の繰延べ等の影響はあるが、全体では概ね順調に進捗しているため。

B 課題
 建設費の高騰や働き方改革の実施等の動向を踏まえながら、改築事業への影響を最小限に留めていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、順次計画的な改築に取り組む。また、建築面積の精査、仕様の見直し、工期の短縮など、経費圧縮に向けた検討を進めていく。

【教育振興部学校改築施設管理課】

事業名 学校施設のリニューアル（長寿命化改修）事業の推進

《事業概要》

「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき既存の学校施設を、目標使用年数である80年以上使い続けるため、耐久性の向上や物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる、「リニューアル（長寿命化改修）」を順次実施する。

《事業のねらい》

既存校の長寿命化を図ることで、学校施設の整備をより計画的に推進し、教育環境の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

【令和5年度実績】	（目標）		（実績）
① 滝野川第四小学校リニューアル事業	工事・完成	→	工事
② 谷端小学校リニューアル事業	工事	→	工事
③ 豊川小学校リニューアル事業	工事	→	設計
④ 王子第五小学校リニューアル事業	設計	→	調査

評 価	【評価理由】
	谷端小学校の教室不足対応（増築棟整備）の影響により事業着手が遅れたが、全体では概ね順調に進捗しているため。
B	【課題】
	本事業の推進にあたっては、居ながら工事による騒音・振動、学校敷地内への仮設校舎設置による代替運動施設の確保などの課題があり、学校や施工業者等と緊密に調整を行いながら、計画的な事業の推進を図る必要がある。
	また、建設費の高騰や働き方改革の実施等の動向を踏まえながら、リニューアル事業への影響を最小限に留めていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

計画的にリニューアル事業を推進し、教育環境の充実を図る。
また、工事範囲の精査、仕様の見直し、工期の短縮など、経費圧縮に向けた検討を進めていく。

【教育振興部学校改築施設管理課】

事業名 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実

《事業概要》

当面の間、児童・生徒数の人口推計が増加傾向にあるため、区が実施する北区人口推計や東京都が実施する教育人口等推計をはじめ、地域開発の動向等も踏まえた検討や、通学区域ごとの分析等を行う。

また、分析の結果等に基づき、普通教室等の確保策を検討・実施する。

《事業のねらい》

区立学校における良好な教育環境の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
関係部課による横断的な情報共有・検討	毎年、児童・生徒の人口推計、地域開発の動向、通学区域ごとの分析等を行い、普通教室等の確保策を検討し、教育環境の確保・充実を図る。	関係部課による会議を年3回実施し、令和6年度以降の対応策を検討し、教育環境の確保・充実を図った。

評価

【評価理由】

良好な教育環境の確保に向けて、対応策の具体化を図る学校と、対応策検討の要否について引き続き注視する学校に分類し、令和6年度以降の対応策を、関係部課で構成する「北区人口推計等に基づく東京都北区教育委員会の権限に属する事務のあり方検討会（人口検）」にて検討しており、将来的に教室不足が懸念される学校への対応を進めるなど教育環境の充実を図ってきているため、評価はAとする。

A

【課題】

児童・生徒数の増加には地域的な偏在により、地域によっては大規模校化する学校があり、過大規模校化が見込まれる場合には回避策も併せて検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

すべての学校が充実した教育活動を展開できるように、今後も、児童・生徒の人口推計、地域開発の動向、通学区域ごとの分析等を踏まえ、各学校の諸室の利活用状況を精査し、他自治体の事例も参考にしながら教室確保策を検討・実施して、良好な教育環境の確保に努める。

【教育振興部学び未来課】

【教育振興部教育政策課】

【教育振興部学校改築施設管理課】

【教育振興部学校支援課】

10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

- ・生活困窮家庭の支援について、子ども食堂など、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体と連携した多岐にわたる支援を行います。
- ・児童・生徒が抱えるいじめ・不登校等の課題、親子関係や貧困等の家庭環境を原因とする課題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校や社会資源との連携を図り、課題解決に向けて相談等の支援を行います。
- ・子どもセンターやティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。

【主な施策】

(30) 学びのセーフティネットづくり

(31) 教育相談体制の強化

(32) 子どもの居場所づくり

(33) 高校・大学との連携

(34) 企業・NPO等との連携

事業名 スクールソーシャルワーカーの拡充

《事業概要》

児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等での様々な課題について、未然防止や早期発見、早期支援のため、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を一層推進し、地域における一体的で効果的・効率的な支援を行っていくため、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を図る。

《事業のねらい》

児童・生徒の心の問題や悩みに関する相談支援や取り巻く家庭環境への支援、社会資源との連携等を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
(1) SSW人員体制	6名体制（推進）	→	6名体制
(2) SSW相談、活動実績	①研修 年4回実施	→	①研修 年4回実施
※（年度実績）	②相談件数（4年度）	→	②相談件数（5年度）
	（総数 207 件）	→	（総数 243 件）
	③面接・訪問等活動	→	③面接・訪問等活動
	（総数 7,142 件）	→	（総数 9,717 件）

評価 【評価理由】

令和4年度に1名増員し、6名体制を推進したことにより、児童・生徒の支援、社会資源との連携等は、今まで以上に図ることができた。相談、面接等の活動は、令和4年度実績を上回った。

A 【課題】

増加する複雑なケースへの具体的な対応や、困難を抱える児童・生徒と保護者が孤立することのないよう、スクールソーシャルワーカーの技能向上を図ることが必要である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

SSW職については、学校や教員との連携、情報共有を推進し、社会福祉に関する専門的な知識と経験を活かし、社会資源との関わりを持ちながら、今後とも問題解決に向けて取り組んでいく。

また、令和6年度からスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置し、SSWへの指導・助言、困難ケースなどの情報共有と助言、心理的支援などを行っていく。

【教育振興部教育総合相談センター】

Ⅲ 学び合う絆をつくる

1 1 家庭の教育力の向上を支援する

- ・区民との協働による図書館づくりを進めることにより、学校図書館や地域図書館との連携を軸とした子どもの読書活動を推進します。
- ・家庭教育はすべての教育の出発点であり、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各家庭における教育の基盤づくりを支援するため、小・中学校の母親・父親のニーズに応じた講座の充実を図ります。
- ・子育て支援の輪を広げるため、子育て中の父親、母親向けの各講座を充実させるとともに、育児に積極的に関わろうとする祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進します。
- ・乳幼児期からの子どもの教育について啓発を行うなど、家庭教育に関する支援を充実させます。
- ・子育てに関する情報の周知を図り、子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。
- ・生活のなかに多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事に関する相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。

【主な施策】

(35) 子どもの読書活動の充実

(36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

(37) 保護者への支援

事業名 家庭教育学級等の充実

《事業概要》

家庭の教育力の向上や、家庭における豊かな心を育てるため、知識の習得や参加する保護者同士の学びあいを目的とした区民を対象とする講座で、乳児コース、小学生コース、土曜コース、幼・小学生親コース、小・中学生親コース、等を開催している。

《事業のねらい》

子育て世代の悩みや不安を解消するための講座の実施や、親としてのあり方を考える機会を提供することを通して、家庭における教育力の向上を支援する。

《評価対象年度における目標と実績》

		(目標)		(実績)
家庭教育学級	乳児コース	40 組	→	39 組
家庭教育学級	小学生コース	20 組	→	20 組
家庭教育学級	土曜コース	20 名	→	11 名
家庭教育学級	小学生親コース	20 名	→	26 名
家庭教育学級	幼・小学生親コース	20 名	→	12 人
				※オンライン参加 延べ 170 名
家庭教育学級	小・中学生親コース	20 名	→	32 名

評 価	【評価理由】どのコースも定員を上回る応募者があり、参加した区民の満足度も高かったため。
	【課題】地縁・血縁関係の希薄化の現状があり、子育てに対し不安や負担感を抱える保護者が増加している。参加人員をできるだけ増やして受け入れをしたが落選者も出ている状況である。事業の更なる充実と併せて区長部局との連携も必要である。
A	

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家族とのふれ合いを通じて基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心・自制心を身に付けるなど重要な役割を担うものであり、すべての教育の出発点となる。

本事業は、講座を通し、各家庭において親子関係を考える機会を提供するもので、令和 5 年度は、乳児の保護者を対象とした事業も実施し、応募者が多数あったが、全員の受け入れはできなかった。今後は区長部局との連携も視野に入れながら事業展開をしていく必要がある。

今後も、前年度のアンケートなどを分析して区民の要望・ニーズを的確に捉え、家庭教育力の向上に寄与する事業として推進していく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

1 2 地域の教育力の向上を支援する

- ・地域のスポーツ・文化活動等の拠点となる学校施設の利用促進や環境整備を推進します。
- ・学校と地域の連携・協働による取組のなかで、区民の生涯学習の推進や、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するよう、環境整備を図ります。
- ・次代を担う青少年が、社会の一員としての自覚をもち、健やかに成長ができるよう、地域と連携し、青少年の健全育成活動を推進します。
- ・区民の社会教育活動を支援します。

【主な施策】

(38) 地域との協働

(39) 青少年教育の振興

(40) 社会教育活動の支援

事業名 学校施設の地域開放

《事業概要》

区立小・中学校、義務教育学校の体育館・教室・校庭などを学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、区民の生涯学習やスポーツ活動の推進を図る。

《事業のねらい》

地域に学校施設を開放することにより、区民の生涯学習やスポーツ活動の場を拡充し、区民活動の活性化につなげる。

また、貸出制度に関し、受付方法の見直しや手続の簡素化について検討を進め、利用者の利便性の向上を目指す。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
① 利用実績（学校設備等使用・地区体育館・校庭夜間開放）	255,740人 (前年度実績)	→ 372,421人
② 地域開放制度の見直し	総合管理委託校及び既存校におけるモデル実施（13校）	→ 総合管理委託校及び既存校におけるモデル実施（13校）

評価

【評価理由】

以下の課題があり、評価はBとする。

【課題】

学校設備等使用制度での貸出において、総合管理委託校、所管課管理校、学校管理校など管理形態に差異があり、統一的な管理運営方法に課題が残る。とりわけ学校管理校においては、申請・承認に関わる教職員の事務負担が大きい。

また利用団体も固定化傾向にあり、電子申請にも対応できていない。平等かつ電子申請に対応した制度移行が求められている。

B

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

新型コロナウイルス感染症の5類への移行後、利用者数は増加している。区民活動活性化のため、継続して地域開放に取り組んでいく。

また、利用者の利便性向上と職員の事務量軽減のため、管理人のいない学校設備等使用においては、学校の安全性を高めるため、「キーボックス」の導入を拡大していく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

1 3 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する

- ・区民が多様なライフスタイルにあわせて、主体的に学習に取り組むことができる環境づくりや、リカレント教育も視野に入れた学習環境の整備を推進します。
- ・図書館の利便性の向上に努めるとともに、区民との協働による図書館づくりを進めます。

【主な施策】

- (41) 学習機会の拡充
- (42) 身近な学習の場の整備
- (43) 区民との協働による図書館事業の推進

事業名 地域活躍ステップアップ事業

《事業概要》

区と文化センター、近隣大学との間で適切に連携、役割分担を図り、ICT、語学、子育て等の魅力的、効果的な講座を企画し、その事業運営だけでなく、活躍の場（養成機関）まで受講生がステップアップできるようなコーディネート機能についても文化センターへ委託する。

《事業のねらい》

「リカレント教育」の視点も盛り込みながら、文化センターで学んだ知識や体験を地域活動につなげ、社会に還元していく仕組みをつくる。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
文化センターと『きらりあ北』における相互の事業 PR	3回	→ 高齢福祉課所管のいきがい活動センター『きらりあ北』と教育委員会所管の文化センターで連携し、3か所の文化センターのイベントにて相互の事業 PR を実施。区民周知を図った。

評価 【評価理由】

事業の具体的実施に向け、区内3文化センターの指定管理者と定期的に協議しているが、現状では、文化センターと『きらりあ北』との、相互の事業 PR 活動を行うことにとどまっているため。

B 【課題】

文化センターや『きらりあ北』をはじめとする様々な機関や団体等と連携して、事業や仕組みを構築していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

「区民大学」、「ことぶき大学」、「文化センター委託事業」など、学びたい人が学べる多様な学習機会を提供することで、生涯にわたる一人ひとりの学びを支援する。

学習を介して人と人がつながりを作り、地域コミュニティが活性化され、地域活動に還元される仕組みづくりを検討する。

1 4 文化・芸術活動を振興する

- ・ 幼少期から北区の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ心を育てます。
- ・ 北区の歴史、自然、文化などに関する展示や調査研究を行う地域の郷土博物館である飛鳥山博物館の利用促進を図ります。
- ・ 北区の貴重な歴史的文化財を保存し、次世代に継承していきます。
- ・ 国史跡中里貝塚を保存し、整備活用を行います。
- ・ 子どもたちの活躍を顕彰し、北区の文化・スポーツ活動等の振興及び発展を図ります。
- ・ 子どもたちが文化芸術活動にふれあい、体験できるような機会を作ります。

【主な施策】

(44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進

(45) 文化財の保護・活用と保存・継承

(46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

事業名 「史跡のまち・北区」のPR

《事業概要》

北区には西ヶ原遺跡群・十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や国指定史跡中里貝塚、西ヶ原一里塚などの史跡が多く存在する。

中里貝塚は平成8年に大規模調査が実施され、その内容が特筆されることから平成12年に国史跡に指定された。現在、貝層を保存するために地下に埋もれた状態で暫定整備されているが、国史跡としての整備・活用が求められている。そのために平成29年度に史跡の本質的価値と構成要素を明確化した「総括報告書」をまとめ、平成30年度から令和元年度にかけて、保存活用計画を策定した。これに基づき令和2年度には整備基本計画を策定した。令和4年度は基本設計を、令和5年度に実施設計をそれぞれ策定した。

また、令和5年度は史跡や文化財を紹介する講座事業15講座を、北区指定文化財の解説会を2回、文化財公開事業を1回開催し、815名が参加した。

《事業のねらい》

史跡や文化財の理解を深め、PRへとつなげる。

中里貝塚を適切に保存し、活用される史跡とする。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
北区の史跡や文化財を紹介する講座事業の数と参加者数	講座数5講座以上 参加者数は各講座の定員の80%以上	→	15講座開催 参加者数429名 (定員数575名) 参加率75%
北区指定文化財の解説会の開催と参加者数	開催1回以上 参加者数は定員の80%以上	→	2回開催 参加者数66名 (定員数60名) 参加率110%
北区指定文化財の公開事業の開催と参加者数	開催数1回以上 参加者数は定員の80%以上	→	1回開催 参加者数320名 (定員数300名) 参加率106%

評価 【評価理由】
講座の参加率は80%に満たなかったが、講座数は目標数の3倍に達している。また、解説会、公開事業ともに参加者数は80%を超えているため。

A

【課題】
講座定員数の見直しとPRに努める。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

北区の史跡や文化財を紹介する講座の充実を図る。中里貝塚においては、実施設計を基に整備工事を行う。

【教育振興部飛鳥山博物館】

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和5年度分）報告書に対する意見

東京女子体育大学名誉教授

田中 洋一

「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）報告書」（以下「報告書」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき所見を述べる。

I 学びの基盤をつくる

1 0歳からの育ち、学びを支える

○ 施設一体型小中一貫校の設置

義務教育学校は、学校教育法の改正で設置が認められた新しいタイプの学校である。区民に多様な学びの場を提供し、それぞれの生き方に応じて学校を選択できる環境作りのために、義務教育学校を区内に設置することは価値あることである。

令和5年度は、都の北学園開校直前の準備段階であったが、教育課程の編成から備品・教材の準備等多岐に亘る周到な準備が行われていた。

ここでの小中一貫教育の実践の成果は、区内全体の学校教育を向上させることに寄与するものと考えられる。

2 確かな学力を保証する

○ 確かな学力向上プロジェクト

小学校に学力パワーアップ講師を95人、中学校に学級経営支援員を43人配置して教育活動を充実させている。現在の国が定める学校教育の枠組みは、欧米に較べて貧弱であり、児童・生徒の一人ひとりに対応し、個性を伸張する教育を実現することは容易ではない。それを補う区の取り組みは高く評価できる。

また前年度に比べて若干ではあるが配置人数が増えていることも教育委員会の努力の成果と思える。児童・生徒のつまずきに対する防止効果が期待できる。

学力フォローアップ教室については、予定の年間32回に届かず、年21回平均に留まったことは課題が残る。ICTを活用するなどして、一層の充実を図ることが期待される。

○ 教科担任制の導入

現在の子どもの発達状況や指導内容の多様化に際し、小学校において一部教科担任制を導入することは有効な手段である。また子どもの発達段階から考えて、複数の大人が関わることの意義は大きい。さらに教材研究や授業準備において教員の働き方改革にもつながるものと思われる。

令和5年度は神谷中サブファミリーカリキュラムで一部実践されたが、この成果を迅速に区全体に広めていくことが期待される。そのために、専科指導講師の配置拡充について都の制度に加えて、区独自の施策を充実させることが求められる。

○ 魅力ある学校図書館づくり事業

全学校に図書資料についての知識が豊富な学校図書館指導員を配置していることは高く評価できる。学校図書館は情報活用能力の育成や課題解決学習を通じた思考力・判断力の育成の場として重要な役割を果たす。したがって、各教科の内容についても熟知した専門性のある指導員が書籍を準備したり、レファレンス機能を発揮したりすることが期待される。

そのためには学校図書館指導員と教員の連携やそのための合同研修等も必要である。授業改善のためにも現在の制度を一層充実させることを望む。

3 豊かな心を育む

○ 人権教育の推進

人権教育は教育の根幹をなす大事なものである。区において各職層別の人権教育研修の実施、人権教育担当教員を対象とした人権研修及び、各校で企画する教員研修を実施しており、人権に関わる研修は充実している。人権に関する事項は普遍的なものもあるが、時代の変化に応じて人々の意識が変容したことにより、新たに課題としてクローズアップされているものもある。

これからの時代に生きる児童・生徒に必要な人権教育はどうあるべきかについてはよく検証し、年ごとのテーマに反映させていただきたい。

4 健やかな体を育てる

○ 東洋大学連携事業・体力の向上

近年、健康や運動に関する研究は飛躍的に発達している。子どもたちの健康・体力の向上を図るために、大学の研究者の協力を得ることは大変有意義なことである。特に現代の子どもたちに足りないことが多い投げる力の育成に注力しようとしていることは適切である。

今後はもうひとつの目標であるスポーツの楽しさや魅力を味わわせることについても一層充実していただきたい。

5 共に学び合い、共に成長する力を育てる

○ 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣

子どもの障害特性は多様であり、適切な支援や指導を行うには専門的知識が必要である。そのために専門家チームを学校に派遣することは効果的である。専門家チームのメンバーにも個々の子どもの適切な情報が伝わるのが大切である。専門家チームと学校との連携・協働のために、時間の確保等、十分な配慮が必要であろう。

6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

○ イングリッシュキャンプ

国際感覚の醸成や語学学習のためには、外国人と実際にふれ合う機会は貴重である。海外派遣等はどうしても参加人数が制限されるので多くの子どもに体験させるためのよい機会である。留学生の確保等、課題はあるだろうがぜひ継続・拡大していただきたい。

事業の評価については実施規模からの判断だけでなく、「自国及び世界の伝統・文化への理解を深め」たか、「英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成」できたかなどについて、参加者アンケート等により検証する必要がある。

7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす

○ 理科大好きプロジェクト

児童科学展の実施は、理科を切り口としているが、子どもの探究活動を支援する事業として高く評価できる。中学校でも理科好きな生徒は多い。時間の制約等もあろうが、中学校への拡大も検討していただきたい。

○ ICT教育の充実

学校教育にICTを導入することが目標になる段階はすでに過ぎ、現在は資質能力の育成のためにICTを活用して授業を充実させていく段階である。教員研修も視点を定めた有意義なものにしていただくよう望むところである。

また科学技術の進歩は著しい。学校に導入したハード及びソフトは常に更新を視野に入れなければならない。予算的にも大変であるが、情報を取得し、創意工夫して当たっていただきたい。

II 豊かな教育環境をつくる

8 学校の教育力・経営力を高める。

○ 教員の質を高める方策についての検討

研究と修養を義務づけられた教員の研修を支援することは有意義である。教職大学院への派遣が一名だけでは規模が小さいようにも感じる。区内において、教科指導、生活指導、経営等について中堅教諭の研修を充実させ、優秀な専門職や管理職を育成する制度をより充実させていただきたい。

○ 教育先進都市を支える学校働き方改革

学校教育を改善する基本的な施策であるので、区独自の試みについては高く評価する。部活動の外部指導員導入は全国的な流れであるが、指導員確保や部活中の生活指導等、解決しなくてはならない課題も多い。国や都の動向に加え、区独自の施策についても検討していただきたい。

9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

○ 学校の改築・学校施設のリノベーション

学校施設は長期にわたって使用するものである。今後、日本の学校教育はかつてなかったようなドラスティックな変化をする可能性がある。学級、教科、担任制度、図書室などの概念は大きく変わる可能性は高い。

しかしながらどのように変わるかは予測できない要素もあるので、変更可能なことを優先させた設計・建築が必要である。

III 学び合う絆をつくる

11 家庭の教育力の向上を支援する

○ 家庭教育学級等の充実

現代において、とても大事なことであるが行政の立場からどのように関わるかということは難しい問題である。その中で北区の試みは積極的で評価できる。

12 地域の教育力の向上を支援する

○ 地域活躍ステップアップ事業

文化センター、近隣大学と連携して様々な講座を開設しており、工夫して実践されている。学びたい高齢者も増え、また自己実現のために学び続けたいという人も増えている。有益で楽しい講座の企画を望む。またリピーターの方の満足が得られるよう、時期を得た内容への更新もお願いしたい。

(空白)

IV 「北区子ども・子育て支援計画2020」

(1) 施策展開

【基本理念】 子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

基本方針と5つの施策目標及び個別目標

基本方針	施策目標	個別目標
”子育て”への支援	1 家庭の育てる力を支援	①多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 →
		②子育てに関する相談・情報提供の充実 →
		③親育ちへの支援 →
		④妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援 →
		⑤経済的負担の軽減 →
	2 子育て家庭を支援する地域づくり	①地域における子育て家庭への支援 →
		②健やかに育ち、育てる地域活動の促進 →
		③地域における子育てネットワークの育成・支援 →
		④地域における子育て支援の担い手の育成 →
		⑤子どもの安全を確保する活動の推進 →
”すべて”の子育て家庭への支援	3 未来を担う人づくり	①就学前教育の充実 →
		②教育の場における子育ての支援 →
		③自己実現の場と体験機会の提供 →
		④こころとからだの健全な成長への支援 →
		⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保 →
”まちぐるみ”での子育て支援	4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	①児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援 →
		②障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援 →
		③ひとり親家庭への支援 →
		④生活困窮家庭への支援 →
		⑤多文化共生に向けた支援 →
”安心して子育てと仕事ができる環境づくり	5	①ワーク・ライフ・バランスの理解促進 →
		②仕事と子育ての両立のための基盤整備 →
		③男女が共に担う子育ての推進 →

【基本的な視点】 子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

網掛けは評価対象事業

個別目標に基づく具体的な取組事業

<p>《取組事業》</p> <p>1)保育所待機児童解消 2)放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 3)認可保育園 4)地域型保育事業 5)認証保育所 6)家庭福祉員 7)私立幼稚園の預かり保育 8)乳幼児ショートステイ事業 9)子どもショートステイ事業 10)子どもトワイライトステイ事業 11)一時預かり保育事業 12)緊急保育事業 13)延長保育 14)休日保育事業 15)年末保育事業 16)夜間保育 17)病児・病後児保育(施設型) 18)病児・病後児保育(利用料金助成型) 19)保育人材の確保支援</p>
<p>1)利用者支援事業 2)子育て世代包括支援センター事業(はびママたまご・ひよこ面接) 3)子ども家庭支援センター事業 4)子ども・教育に関する複合施設の整備 5)子育てガイドブック、子育てマップの発行 6)「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 7)子育て福袋の配付 8)子育て支援情報配信メール(「安全・安心」快適メール) 9)子育て応援サイト「きたハビ」及び「きたハビモバイル」の充実</p>
<p>1)はびママ学級・パパになるための半日コース 2)親育ちサポート事業 3)地域育て合い事業 4)乳幼児クラブ活動</p>
<p>1)妊産婦健康診査 2)妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業 3)産前産後セルフケア講座 4)産後テイケア事業 5)産後ショートステイ事業 6)安心ママパパヘルパー事業 7)乳幼児健康診査(3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)</p>
<p>1)学校給食費保護者負担軽減事業 2)私立幼稚園等入園祝金交付事業 3)ファミリー世帯転居費用助成 4)親元近居助成 5)児童手当の支給 6)子ども医療費助成</p>
<p>1)子育てひろば事業 2)幼稚園・こども園における地域子育て支援活動 3)保育園における地域交流活動事業 4)ファミリー・サポート・センター事業</p>
<p>1)協働による地域づくりの推進 2)子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業 3)子ども食堂ネットワーク構築支援事業 4)青少年地区委員会活動推進事業</p>
<p>1)児童館ネットワーク事業 2)北区子ども・若者応援ネットワーク【北区社会福祉協議会事業】</p>
<p>1)子育てアドバイザー研修 2)研修生の受け入れ</p>
<p>1)子ども見守りネットワーク 2)安全・安心情報配信メール(「安全・安心」快適メール) 3)子ども防犯教室 4)不審者対応訓練 5)通学路の交通安全対策 6)保育園、区立幼稚園、小学校門扉のオートロック化・運用 7)区立小・中学校、通学路における防犯カメラの更新 8)学童クラブ、区立幼稚園、保育園等へのモニター付インターホンの設置、運用 9)安全・安心な給食の実施 10)地域ふれあいパトロール事業 11)総合的なたばこ対策の推進</p>
<p>1)きらきら0年生応援プロジェクト 2)区立認定こども園の設置 3)私立幼稚園協会への補助 4)幼稚園の教育活動の充実 5)保育園職員等各種研修</p>
<p>1)学カフォローアップ教室 2)学カパワーアップ事業 3)中学校スクラム・サポート事業 4)本気でチャレンジ教室 5)サブファミリーによる特色ある教育の推進 6)施設一体型小中一貫校の設置 7)ICT教育の推進 8)情報教育の推進 9)プログラミング教育の推進 10)イングリッシュサマーキャンプ事業 11)中学校生徒海外交流事業 12)理科大好きプロジェクト 13)英語が使える北区人事業 14)SDGsの達成に向けた教育の充実 15)魅力ある学校図書館づくり事業 16)検定料補助事業 17)教員の質の向上と働き方改革への取組 18)北区ゆかりの偉人学ぶ事業</p>
<p>1)子ども文化教室 2)伝統工芸出張体験講座 3)児童ダンス☆演劇教室 4)スクールコンサート 5)輝く☆未来の星コンサート 6)キャリア教育の推進 7)環境学習 8)こどもエコクラブ 9)環境大学事業 10)省エネ道場 11)中学生モニター・高校生モニター 12)小学生との区政を話し合う会</p>
<p>1)プレーパーク事業 2)人権教育の推進 3)トップアスリート宣伝教室 4)キッズアスレティックス養成講座、スポーツコンダクター 5)オリンピック・パラリンピック教育の推進及びしガシの構築 6)メディアコントロール 7)いじめ防止の取組の徹底 8)北区サポートチーム 9)Q-Uの実施 10)いじめ相談ミニレーター 11)性の多様性への理解促進 12)性教育の適切な実施</p>
<p>1)専門相談事業(子ども家庭支援センター心理相談) 2)スクールカウンセラーの配置 3)スクールソーシャルワーカーの派遣 4)放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 5)学童クラブ巡回指導 6)わくわく☆ひろばの情報発信 7)子どもセンター・ティーンズティーンズセンターへの移行</p>
<p>1)養育支援訪問事業 2)要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携 3)養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 4)ペアレントトレーニング事業</p>
<p>1)さくらんぼ園(子ども発達支援センター) 2)小・中学校特別支援学級の設置 3)小・中学校巡回指導・専門家チームの派遣 4)障害児通所支援事業(児童発達支援) 5)障害児通所支援事業(放課後等デイサービス) 6)北区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 7)教育・保育施設における巡回指導員の派遣</p>
<p>1)ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室) 2)ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業 3)ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供 4)ひとり親家庭の親の就業促進 5)北区居住支援協議会 6)ひとり親家庭医療費助成 7)児童扶養手当の支給 8)児童育成手当の支給</p>
<p>1)生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 2)生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業 3)自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム) 4)就学援助</p>
<p>1)日本語通称指導教室 2)はびママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応 3)区立小・中学校や保育園等における通訳派遣 4)やさしい日本語研修</p>
<p>1)ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 2)働き方に対する意識改革 3)区職員へのワーク・ライフ・バランス推進</p>
<p>1)ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業 2)アドバイザー派遣制度の推進事業</p>
<p>1)みんなで育児応援プロジェクト事業 2)父親への支援事業</p>

(2) 点検及び評価シート

I 家庭の育てる力を支援	評価	掲載頁
乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ事業	A	74
病児・病後児保育（17施設型・18利用料金助成型）	A	75
安心ママパパヘルパー事業	A	76

II 子育て家庭を支援する地域づくり	評価	掲載頁
ファミリー・サポート・センター事業	A	78
子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業	A	79

III 未来を担う人づくり	評価	掲載頁
保育園職員等各種研修	A	82
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	A	83

IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	評価	掲載頁
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	A	85
生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	A	87

I 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

〔個別目標〕

- 1 「多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実」
- 2 「子育てに関する相談・情報提供の充実」
- 3 「親育ちへの支援」
- 4 「妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援」
- 5 「経済的負担の軽減」

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

事業名 乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ事業

《事業概要》

保護者が出産、出張や育児疲れ等の理由により、児童を一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院及び児童養護施設で必要な養育を行う。

【委託先】

《0～1歳》社会福祉法人聖オディリアホーム乳児院

《2～18歳》社会福祉法人扶助者聖母会星美ホーム

《事業のねらい》

短期間児童を施設で預かることで子育てを支援する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
乳幼児ショートステイ	10日	126日
子どもショートステイ	238日	1244日
要支援ショートステイ(乳幼児)	5日	0日
要支援ショートステイ(子ども)	25日	34日

評

価

【評価理由】

対象年齢、利用日数の拡充や利用料金の見直しなど、サービスの拡充により大幅に利用者が増え順調に事業を実施しているため、評価はAとする。

A

【課題】

利用状況等を注視し、支援メニューの充実や困りごとを抱えた保護者への支援について検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

施設のみではなく、協力家庭の自宅においてショートステイ事業が実施できるように検討していく。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

- 施策目標 1 家庭の育てる力を支援
 個別目標 1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

事業名 病児・病後児保育（17 施設型・18 利用料金助成型）

《事業概要》

■17 施設型

病中又は病気回復期で集団保育が困難な児童を対象として、保育園や医療機関内の病児・病後児保育専用スペースで保育を実施する。

- ・病後児保育 … キッズタウン東十条保育園
- ・病児・病後児保育 … 東京北医療センター、にじいろ保育園志茂、都立駒込病院

■18 利用料金助成型

施設型の病児・病後児保育の補完的制度として、民間のベビーシッター事業者等が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者に対し、利用料の一部を助成する。

《事業のねらい》

様々な就労形態で働く保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう、多様な保育サービスを提供する。

《評価対象年度における目標と実績》

■17 施設型

延べ利用児童人数

施設名	目標 令和4年度利用実績	実績 令和5年度利用実績
①東京北医療センター	147	231
②キッズタウン東十条保育園	293	250
③にじいろ保育園志茂	292	226
④都立駒込病院	57	170
合計	789	877

■18 利用料金助成型

延べ利用児童人数

施設名	目標 令和4年度利用実績	実績 令和5年度利用実績
居宅訪問型病児・病後児サービス	73	92

評

価

【評価理由】

新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少していたが、5 類移行により、前年度から利用者が増えた。評価は A とする。

A

【課題】

利用する際の予約方法等、利便性の向上を図っていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

施設型については、4 施設の予約受付システムの一元化に向けた準備を進めていく。

居宅訪問型病児・病後児サービスは、令和6年4月1日よりベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に統合するため、令和6年4月以降の利用分の申請受付を終了する（令和5年度利用分については、引き続き令和6年度末まで申請を受け付ける）。

【子ども未来部保育課】

- 施策目標 1 家庭の育てる力を支援
 個別目標 4 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

事業名 安心ママパパヘルパー事業

《事業概要》

出産予定日の1か月前から出産日前日までの家庭及び3歳になる前日までの子どもがいる家庭に対し、支援者の不在時にベビーシッターや産前産後の不安定な時期にある母親をサポートする専門支援員（産後ドゥーラ）を派遣し、日常的な家事支援・育児支援を行う。初回利用は、子ども1人につきベビーシッター2時間、専門支援員（産後ドゥーラ）2時間までは無料。

《事業のねらい》

産前産後の家事や育児負担の軽減や不安定な時期にある母親へのサポートを行う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
利用登録者数	328人	549人
下段《多胎児》	《16人》	《24人》
利用者数	159人	187人
下段《多胎児》	《10人》	《11人》
利用実績（無料分）	408時間	455時間
（有料分）	943時間	1,617時間
下段《多胎児》	《485時間》	《760時間》

評価	【評価理由】
	目標を達成しているため、評価はAとする。令和5年度から単胎児の対象年齢とベビーシッターの利用上限時間数を拡大したため、利用者が増加した。
A	【課題】 引き続き、利用状況等を注視し、産前産後の保護者を支援するメニューの充実や需要に対応するヘルパーの確保について検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年度から、安心ママパパヘルパー事業の利用者が必要なときに十分な支援を受けられることができるよう、産後ドゥーラ養成講座を受講する区民の方に対して、受講料の一部を助成し、区内で活動する産後ドゥーラの確保を図る。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

〔個別目標〕

- 1 「地域における子育て家庭への支援」
- 2 「健やかに育ち、育てる地域活動の促進」
- 3 「地域における子育てネットワークの育成・支援」
- 4 「地域における子育て支援の担い手の育成」
- 5 「子どもの安全を確保する活動の推進」

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり
 個別目標 1 地域における子育て家庭への支援

事業名 ファミリー・サポート・センター事業

《事業概要》

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応する。

令和3年度から事業運営を社会福祉法人奉優会に委託し実施している。

《事業のねらい》

地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
サポート会員	537人	446人
ファミリー会員	3,749人	3,879人
活動実績	7,401人	8,424人

評価理由
 オンライン講習会等を実施することにより、普段参加していなかったフルタイム就労者等の参加を促し、サポート会員、ファミリー会員双方の利便性向上に努めることができた。

また、配慮が必要な家庭に対しては、保育経験がある会員を複数マッチングさせるなど工夫しサービスの向上を図った。

A

【課題】

ファミリー会員数に見合ったサポート会員の確保に努めるとともに、区民ニーズに沿ったサービスの拡充をする必要がある。サービスの拡充については委託事業者と協議し、安心・安全な事業運営を第一に検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

サービスの拡充を図るため、区民ニーズを的確に捉えることができるよう努めるとともに、安心・安全に事業運営できるよう委託事業者と連携し体制を整える。

また、児童虐待の未然予防に資する事業として、会員の研修等を行うことにより、地域での見守り体制の強化を図る。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり
 個別目標 2 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

事業名 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

《事業概要》

主に家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の常況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPO やボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図る。

【予算】

- ・補助金上限額 子ども食堂運営経費48万円
- ・補助金上限額 配食・宅食実施経費72万円

※子ども食堂の運営及び配食・宅食を行う場合は、上限額120万円とする。

※子ども食堂及び配食の開催日に学習指導も行う場合は、加算分6万円とする（報償費）。

※新たな子ども食堂の立上げやその他の補助対象事業の拡充を行う場合は、加算分50万円とする（設備整備費）。

《事業のねらい》

子ども食堂における、食材費や食器、調理器具等については、300円程度の大人の利用における収入のほか、寄附で賄われているケースが多い。そのため、運営経費の一部として補助金を交付するとともに、子ども食堂等に係る団体のネットワークの構築を進めるなど、子ども食堂に取り組む団体の継続的な活動を支援していく。

《評価対象年度における目標と実績》

子ども食堂補助金 交付団体数	（目標） 19団体以上	（令和5年度実績） 22団体
-------------------	----------------	-------------------

評価 【評価理由】

補助上限額を120万円とし、更に学習指導を行う場合の報償費・新たな子ども食堂の立上げその他の補助対象事業の拡充に要する設備整備費を補助対象経費に加えて実施した。

A 目標の19団体以上に達し、補助金交付団体の活動支援を強化することができた。また、関係団体との連絡会議への参加など、子ども食堂ネットワーク推進についても一定の進捗を図ることができた。

【課題】

子ども食堂ネットワークにより、さらなる情報共有を推進するとともに、地域の居場所づくりのさらなる推進のため、引き続き交付対象経費の検討や、新規団体への周知を進めていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

子ども食堂の安定した運営を継続的に支援するため、区の交付基準の検討や、区内新規団体の立ち上げに向けて事業の周知に取り組んでいく。また、区内子ども食堂のネットワークづくりを推進するため、引き続き関係機関と調整のうえ、子ども食堂事業の体制構築を図っていく。

【子ども未来部子ども未来課】

Ⅲ 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

〔個別目標〕

- 1 「就学前教育の充実」
- 2 「教育の場における子育ての支援」
- 3 「自己実現の場と体験機会の提供」
- 4 「こころとからだの健全な成長への支援」
- 5 「子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保」

施策目標 3 未来を担う人づくり
 個別目標 1 就学前教育の充実

事業名 保育園職員等各種研修

《事業概要》

保育所保育指針の目指す児童福祉の理念に基づいた保育の質の向上に向けて、職員の資質及び専門性の向上を目的とした各職員の経験年数等に応じた研修を行う。

【保育課主催の職員を対象とした研修】

園長会研修、主任会研修、園内研究・公開保育、歳児別学習会、特別支援児研修
 公民保育施設合同研修、会計年度任用職員研修等

《事業のねらい》職員の資質向上を図るとともに、保育の質及び専門性を高める

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1)園長会研修	年1回実施 公立直営園(27園) 園長参加	27園 1回実施
(2)主任会研修	年1回実施 公立直営園(27園) 主任参加	27園 1回実施
(3)園内研究・公開保育	公立直営園 13園で年2回ずつ実施	13園各2回実施
(4)歳児別学習会(0,1,2歳児)	全3回実施 公立直営各園1名参加	全3回実施各園1名参加
(5)特別支援児研修	全4回	全4回実施(147名)
(6)公民保育施設合同研修	全3回	全3回実施(249名)
(7)会計年度任用職員研修	全3回	全3回実施(97名)

評価理由 【評価理由】
 計画に位置付けた研修を着実に実施している。各研修を通じて、子どもの生活を援助する知識、技術の習得、保育環境を構成する技術、子どもを適切に援助し関係構築する技術等が高められている。

A 【課題】
 区内保育園における保育水準の標準確保を旨とする公立直営園においては、園内において職員に対する保育指導を主な役割とする主任会を中心に、研修成果のさらなる有効活用等について引き続き検討する。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区民に信頼される保育を行うためには、職員一人ひとりが自らの資質向上を図り、能力を最大限に発揮し、働き甲斐や使命感を持って職務を遂行することが大切である。令和元年度から「職層や在職年数に応じて求められる知識や役割等」と「それに対応した研修内容」を各職員が確認することができる「公立保育園職員キャリアパス」を活用し、職員一人ひとりの意識向上を図る取り組みを実施している。

保育課では、職員の資質や専門性を高め、北区の保育の質の向上を目指し、今後も様々な研修を計画・実施していく。

【子ども未来部保育課】

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

事業名 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

《事業概要》

小学校を会場として、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども教室」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の機能をあわせ持つ総合的な放課後対策事業として、放課後子ども総合プランを推進する。

《事業のねらい》

小学生の安全・安心な活動拠点（居場所）の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	（目標）	（実績）
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）	北区立小学校34校 で実施	34校で実施

評価	【評価理由】 事業目標を達成しているため、評価はAとする。
A	【課題】 地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などが実施されることになっているが、地域との連携についてより密接な関わりが持てるような取り組みが必要となっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

児童数の増加により学童クラブ室として利用できる教室の確保が困難となってきたおり、令和6年度は5校で連携型のわくわく☆ひろばを実施している。

放課後子ども総合プランが全校に導入されたことを踏まえ、引き続き、事業の充実のための検証を行うとともに、学童待機が生じないよう必要な対策に取り組んでいく。

【子ども未来部子どもわくわく課】

IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組を進めるために、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多文化共生に向けた支援を進めます。

〔個別目標〕

- 1 「児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援」
- 2 「障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援」
- 3 「ひとり親家庭への支援」
- 4 「生活困窮家庭への支援」
- 5 「多文化共生に向けた支援」

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 個別目標 2 ひとり親家庭への支援

事業名 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

《事業概要》

ひとり親家庭等の生活一般の悩み事の相談に応じ、適切な助言や関係機関、各種支援策の情報提供等を行う。相談員は、カウンセラーの資格等を有する者を常時1名配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を月2回配置する。

《事業のねらい》

子育て中のひとり親家庭や、ひとりで子育てをすることに不安を抱える家庭の日頃の悩みや生活全般に関わる困りごとまで幅広く相談に応じ、関係機関の紹介、支援制度の案内など、相談家庭における不安の解消を図っていく。

また、講習会・交流会などの開催を通じ、ひとり親家庭等の孤立を防いでいく。

《評価対象年度における目標と実績》

相談方法	(目標)	(実績)
(1) 出張相談	(1) 年10回以上	(1) 11回
(2) 講習会	(2) 年5回以上	(2) 6回
(3) 交流会	(3) 年2回以上	(3) 1回

【参考】

(1) 面接相談 362件 《54件》

【内訳】

① 家計相談 25件 《9件》

② 法律相談 30件 《19件》

③ その他相談 307件 《26件》

(2) 電話相談 154件

(3) メール相談 10件

※ 《》内はオンライン実績

評価 【評価理由】

ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）は、オンライン相談等、多様な相談方法を提供することで、ひとり親家庭等の支援を行うことができた。

A また、講習会への参加による孤立防止についても、講習会後の出張相談で支援を行うなど、一定の効果があったと考える。

【課題】

休日相談や出張相談の機会を増やすなど、相談者の多様なニーズを踏まえ、相談体制の拡充を検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）のさらなる周知に努めるとともに、気軽に相談できる環境づくりを進め、悩みを抱えるひとり親家庭等の不安解消・解決に努めていく。また、相談者の多様なニーズを踏まえ、引き続きひとり親家庭への支援を推進していく。

【子ども未来部子ども未来課】

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 個別目標 4 生活困窮家庭への支援

事業名 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業

《事業概要》

対象世帯の中学生に対し、学習習慣の定着、社会性の育成等のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施する。令和5年度は、区有施設9会場9教室、定員250名にて実施した。

《事業のねらい》

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むため、生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援を実施していく。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
区内9会場9教室（区有施設） で実施	定員250名の受講	受講者250名 出席率 82%

評価	【評価理由】
	前年を超える受講者数となった他、受講者・保護者アンケート等において好評価を得るなど、参加者にとって満足度の高い事業となったと考える。
A	【課題】
	次年度に向けて出席率のさらなる向上に向けた取組を検討し、学習習慣の定着を図る必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

6月からの事業開始を前倒し4月から事業開始を行うことで通年を通し事業目的の達成をめざす。

【子ども未来部子ども未来課】

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和５年度分）報告書に対する意見

東京成徳大学子ども学部教授
石黒 万里子

「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和５年度分）報告書」（以下「報告書」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第２項に基づき所見を述べる。

１．「１ 教育委員会の活動状況」について

北区教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき運営され職務を遂行していることが確認できる。

委員会は令和５年度には定例会１１回、臨時会１回、協議会１２回が開催され、議案４０件、報告４３件についての審議等があった。議案や報告では、学校園や社会教育施設、保育所等の子育て支援施設などの適正な配置と運営に向けて検討がなされた。その他、教科用図書の採択や各種調査報告等も実施されている。

２．「２ 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」について

北区教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条により、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を実施している。またその結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図っている。

点検評価の対象・方法・学識経験者の知見の活用・議会報告並びに公表は、適切に行われていると判断できる。

３．「４ 北区子ども・子育て支援計画２０２０」について

「北区子ども・子育て支援計画２０２０」（以下「計画２０２０」と表記）は、基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」に基づき、「子どもの人権を尊重し『子どもの最善の利益』の実現を目指す」ことを基本的な視点として、「“子育て”への支援」「“すべて”の子育て家庭への支援」「“まちぐるみ”での子育て支援」の３点を基本方針に展開されている。５つの

施策目標（「1 家庭の育てる力を支援」「2 子育て家庭を支援する地域づくり」「3 未来を担う人づくり」「4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援」「5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり」と、それに応じた計23の個別目標が設定されており、令和5年度は、そのうち4つの施策目標に関連する具体的な取組事業のうち、教育委員会による主要な事業を11事業選定し、点検評価を行っている。

以下、施策目標ごとの個別目標に基づく具体的な取組事業の実施状況についての評価に対する意見を述べる。

I 家庭の育てる力を支援

○乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ事業

目標の利用日数を大きく上回る利用実績となっており、大いに評価できる。今後は施設のみでなく、協力家庭の自宅においてショートステイ事業が実施できるよう検討するとのことで、さらに区民のニーズに沿った身近な支援が展開されることを期待したい。

○病児・病後児保育（17施設型・18利用料金助成型）

施設により多少の違いはみられるが、全体としては、施設型も利用料金助成型も利用実績が目標の人数を超えていることが認められる。利用する際の予約方法が課題とのことで、施設型は予約受付システムを一元化する予定であるということに期待したい。また居宅訪問型病児・病後児サービスは、令和6年4月1日よりベビーシッター利用支援事業に統合されるとのことで、サービスが途切れることや手続きの不便が生じないように円滑な移行がなされることを願いたい。

○安心ママパパヘルパー事業

令和5年度より、単胎児の対象年齢とベビーシッターの利用上限時間数を拡大したことで、利用者が増加しており評価できる。令和6年度からは産後ドゥーラの確保に向け、養成講座の受講料の一部を助成する予定とのことであり、利用者の増加に合わせた支援者の確保についても計画的に検討されている。

II 子育て家庭を支援する地域づくり

○ファミリー・サポート・センター事業

令和3年度より事業運営を社会福祉法人奉優会に委託し、3年が経過したところである。ファミリー会員と活動実績については目標値を超えた実績となってお

り、概ね順調に運営されていると評価できる。サポート会員数が、目標の537人に対し実績が446人となっていることから、今後どのようにサポート会員を増やすかが課題となるだろう。

○子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

補助金の交付目標が19団体以上に対し、22団体に交付の実績があり、目標を達成している。食事の提供だけでなく学習指導についても補助対象とするなど、子ども食堂の多角的な活動の実態に合わせ、利用者のニーズを考慮した支援が実現できていると考えられる。地域における子どもの居場所づくりは喫緊の課題であり、子どもにとって居心地よく安心して過ごせる場所となるためにも、スタッフが安心して活動できるようさらなる支援を求めたい。

Ⅲ未来を担う人づくり

○保育園職員等各種研修

コロナ禍が落ち着き、計画的な研修が着実に実施されていると判断でき評価できる。【評価理由】には、研修を通じた知識・技術の習得と向上が認められることが挙げられているが、知識・技術だけでなく、職員に求められる高度な倫理観と人権感覚をこそ磨き続けてほしい。

今後も適切で効果的な研修を通して、職員の資質向上を図り、専門性を磨き、保育の質が高まることを期待したい。

○放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

保育園の待機児童数が減少しつつあるのに対し、取り組むべき課題としてうかびあがっているのが、放課後の子どもが安心して過ごせる場所の確保である。学童の待機を生じさせないように、連携型の「わくわく☆ひろば」を活用するなど、柔軟な運営を期待するとともに、そこで働く職員の質の向上についても取り組んでほしい。

Ⅳ特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

○ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

必要な情報や取組にアクセスできないことが多いひとり親家庭に対し、行政側から積極的に働きかけて支援を実現していくことが重要である。令和5年度は、オンラインなども活用しながら、支援の実績を積み重ねていると評価できる。またひとり親同士の横のネットワークが当人にとって大いに助けになる場合がある

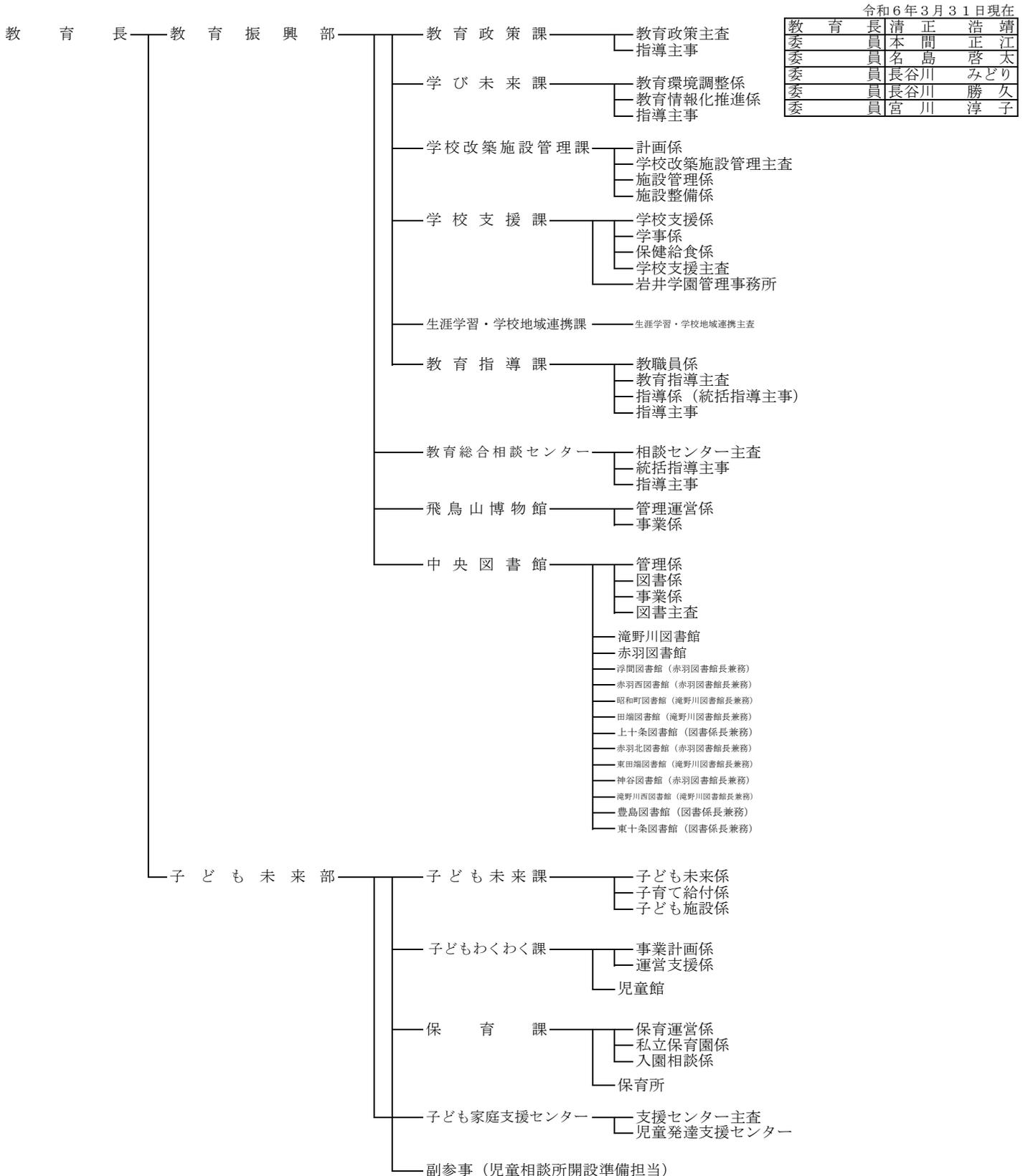
と思われるが、年2回以上を目標としていた交流会が1回だけの開催であったのは残念である。個人情報保護など様々な点で配慮が必要な事業であると思うが、【課題】に示されたように、休日相談や出張相談の機会を増やすとともに、当事者同士での情報交換や助け合いも可能となるような仕組みづくりも期待したい。

○生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業

定員250名に対し受講者250名と受講者数も多く、またアンケートでも好評であったということで、高く評価できる。夏休みなど長期休暇時などのニーズに柔軟に対応するとともに、今後の方針にあるように、通年を通じた安定的な事業運営を行うことで、子どもたちにとって安心して参加できる事業となると考えられる。また「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」など、他の事業との連携も視野に、子どもたちにとって切れ目のない支援が実現されることが望ましい。

以上、「計画2020」の中で令和5年度に点検評価された事業について概観した。今後は令和6年4月に施行された「北区子どもの権利と幸せに関する条例」をふまえ、あらためてこれらの事業の意義を再認識し、さらに充実させていけるよう、区民の理解を深めつつ、柔軟で実践的な取り組みが進められることを期待したい。

(資料) 令和5年度教育委員会事務局組織図



東京都北区教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価(令和5年度分)報告書

刊行物登録番号
6-1-058

令和6年11月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局
教育振興部教育政策課
東京都北区滝野川二丁目52番10号
電話03-3908-9279(ダイヤル)